

若狭湾国定公園
(福井県地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

若狭湾国定公園
(福井県地域)

指 定 書
(環境省案)

平成 年 月 日
環 境 省

－目 次－

1	指定理由	1
2	地域の概要	
(1)	景観の特性	2
ア	地形、地質	2
イ	植生	2
ウ	野生生物	3
エ	自然現象	3
オ	文化景観	3
(2)	利用の現況	3
(3)	社会経済的背景	4
ア	土地所有別	4
イ	人口及び産業	4
ウ	権利制限関係	5
3	公園区域	11

1 若狭湾国定公園の指定理由

(1) 景観

本地域は福井県と京都府に跨り、福井県敦賀市から京都府舞鶴市に至る若狭湾を中心とした海岸線等からなる。リアス海岸と呼ばれる日本海に面して大きく湾入りし変化に富んだ海岸の美しい風景が最大の特徴である。敦賀市の立石岬や三方上中郡若狭町の常神半島、小浜市の蘇洞門など数多くの海岸景勝地や三方郡美浜町・三方上中郡若狭町に跨る三方五湖、敦賀市の気比の松原など全国的に著名な自然スポットを有す。さらに三方郡美浜町の竹波海岸など多くの海水浴場を有し、毎年多くの人が美しい自然を楽しむために訪れる観光地となっている。

また、土地の沈降や波による海岸部の浸食によって、地域各地に独特の地形が見られるとともに半島部や若狭湾に浮かぶ島々の中には、人の侵入がないことから原始的な自然が未だに残存し、貴重な動植物等が確認されている。

以上により、若狭湾湾岸のリアス海岸と海食崖を中心とする変化に富んだ美しい海岸景観を風景形式とし、これらと一体的な風致景観を有する区域を傑出性が高い自然の風景地として、国定公園に指定する。

(2) 規模（区域面積が原則として1万ha以上）

本国定公園の区域面積は、19,197haである。

<参考：福井県 15,459ha、京都府 3,738ha>

(3) 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約1,000ha以上）

本国定公園の原生的な景観核心地域は、1,086haである。

<参考：特別保護地区 113ha、第1種特別地域 943ha、海域公園地区 30ha>

(4) 利用（大人数による利用が可能）

海水浴や魚釣、船による回遊等が主であるが、蘇洞門めぐりやレインボーライン等の一般行楽のほか、近畿自然歩道を活用したハイキングやサイクリングなど、利用性に富んでいる。

以上、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」に記載される要件を満たすことから、本地域を国定公園に指定する。

また、本国定公園のテーマを「変化に富んだダイナミックな地形美とありのままの自然」として、複雑な断層活動による土地の沈降で生じた迫力ある美しい地形と、その地形の恩恵も受けながら原生状態で残っている貴重な自然環境を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

2 若狭湾国定公園（福井県地域）の概要

本公園の福井県部分には、福井県嶺南地方に属する6市町が含まれ、福井県敦賀市（気比の松原）から福井県の西端にある大飯郡高浜町に至る約55kmの海岸地域および多くの半島で主に構成されている。

（1）景観の特性

ア 地形、地質

若狭湾は日本海に面する数少ない湾入の一つで、湾岸は複雑な肢節を有する沈降海岸が発達し、典型的なリアス海岸を呈している。湾内には東から敦賀、常神、内外海、大島、内浦等の半島が突出し、それぞれの内側には敦賀、三方五湖、小浜、内浦等の小湾や湖を抱いている。山地は海岸に迫り、湾奥や湾岸には小平地が発達している。湾奥の小平地は大部分屈曲の多い急斜面の山麓線に囲まれ、埋積谷の特徴を持っている。湾岸にはところどころ小砂丘や小砂嘴が発達している。砂嘴の発達によって、かつての島が陸に繋がれ半島になったものに大島半島、大島半島の北東端の赤礁崎、高浜町の城山公園等がある。外海に面する部分では、海蝕と相まって見事な岩石海岸美を呈している。特に内外海半島の北岸松ヶ崎から白石黒石に至る海岸線には、花崗岩が露出し、波蝕による大門小門の水門あるいは高さ200mに及ぶ海蝕断崖等が見られる。

また、三方五湖は著しく沈水したかつての溺れ谷で、現在は砂嘴や砂丘の発達によって潟湖と変じ、浦見川、嵯峨暗梁の開削によって五湖が繋がっている。

和田高浜海岸は一部に小砂丘が発達し、内浦半島の基部には新しい安山岩質の集塊岩及び溶岩からなる青葉山が高くそびえる。地質的には、基板はチャートを含んだ砂岩、粘板岩、頁岩を主体とした中・古生層であるが、各時代、各種岩層からなり、地質構造は著しく複雑である。

イ 植生

若狭湾沿岸地域は、日本海を北上する暖流と顕著な湾内地形による温暖な環境条件の下で、暖地性常緑広葉樹を主とし豊かな植物相を持つ自然植生帯が広く分布している。なかでもスダジイ、タブノキ、モチノキ、ヤマモモ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ、サカキ、トベラ等が優占樹種になっている。

また、特に蒼島、烏辺島等の島嶼には典型的な照葉樹林の植物相がよく保存されており、一部林内に見られるナタオレノキは植物地理学的に極めて貴重である。沿岸部には一部クロマツ林がよく保存されている。

標高400～500m付近では、コナラ、ミズナラ等が優先する夏緑広葉樹林が分布している。特に敦賀半島の西方ヶ岳、蝶螺ヶ岳及び青葉山の標高約500m以上には、組成的に安定したブナ林が現存している。

和田高浜海岸等の海浜地の一部には、ハイネズ、ハマスゲ、ハマヒルガオ、ハ

マナス等の砂地草原の発達が見られる。

ウ 野生生物

本公園に生息する哺乳類としては、ニホンザルが多数生息している。また、敦賀半島のニホンカモシカ、大島半島のニホンジカ、青葉山周辺のニホンツキノワグマ等が貴重である。

鳥類は、種、数ともに多い。三方五湖はカモ類、カイツブリ類等冬の渡り鳥の飛来地として有名である。特に、オジロワシ、オオワシ等の稀少な海鳶類の渡来は非常に貴重である。また、蒼島、御神島はアオサギ等のサギ類の集団繁殖地として知られている。

エ 自然現象

本公園の気候は、夏は気温が高く、日照時間も長い一方で、冬も日本海を流れる暖かい対馬海流の影響を受けるため、北陸地方の中では降雨量・降雪量が少なく、年間の晴天日数もやや多い。

また、白砂青松が広がる敦賀市の気比の松原、花崗岩中に発達する節理によって、波による浸食が進み生じた小浜市内外海半島の蘇洞門断崖、同音海半島の音海断崖、沈降運動により造られた三方五湖など、他には見られない貴重な自然や地形が生じている。

オ 文化景観

本公園は古都京都に近い関係で、早くから各地で文化が発達し、社寺、史蹟、風俗、風習等に特色が見られる。具体的には、社寺としては国宝の銅鐘を保有する敦賀市の常宮神社、史蹟としては大飯郡高浜町の高浜城址、特色ある風俗としては常宮神社の総参祭、特色ある風習としては敦賀市の各地に今も残るお産小屋等がある。

(2) 利用の現況

平成 24 年国定公園利用者数（公園、都道府県別）によると、本公園（福井）は年間約 610 万人の利用者がある。

利用形態としては、本公園が海岸性の公園であることから、海水浴や魚釣等が主であるが、その他にも、蘇洞門めぐり、レインボーライン等の一般行楽も見られる。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 29 ha、公有地 66 ha、私有地 15,364 ha (計 15,459 ha)

イ 人口及び産業

平成 22 年国勢調査データによると、本公園にかかる 2 市 4 町(敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町)の人口は約 145 千人で、就業人口は約 72 千人である。その内訳は、第 1 次産業が約 3 千人、第 2 次産業が約 20 千人、第 3 次産業が約 48 千人となっており、第 3 次産業が第 1、2 次産業を大きく上回る。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	面積 (ha)	当初指定年月日
潮害防備 保健 (兼)	敦賀市松島、櫛川	27	明治 35 年 5 月 2 日

(民有林)

種類	位置	面積 (ha)	当初指定年月日
水源涵養	三方郡美浜町竹波	62.40	平成元年 11 月 16 日
	三方上中郡若狭町常神、小川	0.47	不明
	小浜市田烏、阿納尻、志積、矢代、青井	100.73	昭和 58 年 2 月 15 日
	大飯郡おおい町大島	170.31	昭和 61 年 11 月 17 日
	大飯郡高浜町高野	6.00	平成 11 年 10 月 20 日
土砂流出防備	敦賀市常宮、白木	212.54	昭和 41 年 12 月 27 日
	三方郡美浜町竹波	2.47	昭和 12 年 5 月 27 日
	三方上中郡若狭町気山、小川、世久見、海山	10.56	昭和 14 年 6 月 19 日
	小浜市田烏、阿納尻、志積、宇久、阿納、仏谷、若狭	32.29	明治 30 年 12 月 4 日
	大飯郡高浜町高野、宮尾	3.32	昭和 57 年 11 月 8 日
土砂崩壊防備	三方郡美浜町竹波、管浜、早瀬	13.75	昭和 12 年 5 月 27 日
	三方上中郡若狭町世久見、海山	2.94	昭和 56 年 6 月 4 日
	小浜市阿納	2.12	昭和 58 年 7 月 19 日
	大飯郡高浜町宮尾	0.85	平成 23 年 9 月 21 日
潮害防備	三方郡美浜町久々子、早瀬	12.54	明治 34 年 5 月 31 日
	大飯郡高浜町和田、菌部、岩神	2.30	明治 30 年 11 月 30 日
干害防備	大飯郡おおい町大島	169.64	平成 9 年 2 月 7 日
魚つき	敦賀市櫛川、二村、名子、沓、手、色浜、立石、明神町、白木	117.04	明治 30 年 12 月 26 日
	三方郡美浜町竹波、管浜、早瀬、久々子、日向、坂尻	164.39	明治 34 年 3 月 25 日
	三方上中郡若狭町神子、小川、遊子、塩坂越、世久見、常神、海山	152.82	明治 37 年 2 月 3 日
	小浜市田烏、志積、宇久、仏谷、矢代、西小川、泊	193.39	明治 30 年 12 月 4 日
	大飯郡おおい町大島	12.05	明治 30 年 11 月 30 日
	大飯郡高浜町宮尾、音海、事代、塩土、小黒飯、神野浦、日引、上瀬	108.61	明治 30 年 11 月 30 日
保健	敦賀市常宮、手、明神町	180.50	明治 30 年 12 月 26 日
	三方郡美浜町早瀬、日向、久々子	313.92	昭和 58 年 1 月 18 日
	三方上中郡若狭町常神、田井	228.08	昭和 57 年 1 月 16 日
	小浜市志積、矢代、青井	45.59	昭和 63 年 11 月 1 日
	大飯郡おおい町大島	169.64	昭和 57 年 5 月 8 日
	大飯郡高浜町和田	138.91	昭和 57 年 5 月 8 日
風致	三方上中郡若狭町田井	0.09	不明

(イ) 鳥獣保護区
(県指定)

名称	位置	面積 (ha)	当初指定年月日
敦賀半島鳥獣保護区	敦賀市地内	1,800 (49)	昭和 42 年 10 月 31 日
第 2 敦賀半島鳥獣保護区	三方郡美浜町地内	1,925	昭和 43 年 10 月 31 日
岳山鳥獣保護区	三方郡美浜町地内	310 (120)	昭和 41 年 10 月 31 日
菅湖鳥獣保護区	三方上中郡若狭町地内	305 (290)	昭和 50 年 10 月 31 日
三方水月湖鳥獣保護区	三方上中郡若狭町地内	744	昭和 52 年 10 月 31 日
美方鳥獣保護区	三方郡美浜町、三方上中 郡若狭町地内	305	昭和 42 年 10 月 31 日

※面積欄の () 内は特別保護地区の面積

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区別	名称	所在地	指定年月日
史跡(国)	小浜藩台場跡、 松ヶ瀬台場跡、 鋸崎台場跡	大飯郡おおい町大島	平成13年1月29日
名勝(国)	気比の松原	敦賀市松島、櫛川	昭和3年6月28日
名勝(国)	若狭蘇洞門	小浜市矢代、若狭、 宇久、泊	昭和9年1月22日
名勝(国)	三方五湖	三方上中郡若狭町、 三方郡美浜町	昭和12年6月15日
名勝(県)	神子の桜	三方上中郡若狭町神子	昭和31年3月12日
名勝(県)	今戸鼻	大飯郡高浜町音海	昭和31年3月12日
特別天然記念物(国)	オオサンショウウオ	全県	昭和27年3月29日
特別天然記念物(国)	カモシカ	全県	昭和30年2月15日
特別天然記念物(国)	コウノトリ	全県	昭和31年7月19日
特別天然記念物(国)	タンチョウ	全県	昭和42年6月22日
天然記念物(国)	蒼島暖地性植物群落	小浜市加斗	昭和26年6月9日
天然記念物(国)	常神のソテツ	三方上中郡若狭町常神	大正13年2月9日
天然記念物(国)	イヌワシ	全県	昭和40年5月12日
天然記念物(国)	オオワシ	全県	昭和45年1月23日
天然記念物(国)	オジロワシ	全県	昭和45年1月23日
天然記念物(国)	コクガン	全県	昭和46年5月19日
天然記念物(国)	カラスバト	全県	昭和46年5月19日
天然記念物(国)	マガン	全県	昭和46年6月28日
天然記念物(国)	ヒシクイ	全県	昭和46年6月28日
天然記念物(国)	ヤマネ	全県	昭和50年6月26日
天然記念物(県)	小川神社のカゴノキ	三方上中郡若狭町小川	昭和32年7月30日
天然記念物(県)	明神崎の自生モクゲ ンジ	敦賀市明神町	平成9年4月28日

(エ) その他

a. 海岸保全区域

(国土交通省水管理国土保全局所管)

海岸名	所在地	管理者	所管
白木海岸	敦賀市白木	福井県	国土交通省
竹波海岸	三方郡美浜町竹波	福井県	国土交通省
佐田海岸	三方郡美浜町佐田	福井県	国土交通省
久々子海岸	三方郡美浜町久々子	福井県	国土交通省
遊子海岸	三方上中郡若狭町遊子	福井県	国土交通省
食見海岸	三方上中郡若狭町世久見	福井県	国土交通省
大浜海岸	三方上中郡若狭町大浜	福井県	国土交通省
東勢浜海岸	小浜市東勢～西勢	福井県	国土交通省
加斗海岸	小浜市加斗	福井県	国土交通省
高浜海岸	大飯郡高浜町畑～難波江	福井県	国土交通省
日引海岸	大飯郡高浜町日引	福井県	国土交通省

(国土交通省港湾局所管)

海岸名	所在地	管理者	所管
敦賀港	敦賀市松島～沓	福井県	国土交通省
和田港	大飯郡おおい町本郷～加斗	福井県	国土交通省
内浦港	大飯郡高浜町音海～神野浦	福井県	国土交通省

(農林水産省農村振興局所管)

海岸名	所在地	管理者	所管
常神海岸	三方上中郡若狭町常神	福井県	農林水産省
甲ヶ崎海岸	小浜市甲ヶ崎	福井県	農林水産省
岡津海岸	小浜市岡津	福井県	農林水産省
大島第一海岸	大飯郡おおい町宮留	福井県	農林水産省
大島第二海岸	大飯郡おおい町大島	福井県	農林水産省
添海岸	大飯郡おおい町添	福井県	農林水産省
音海海岸	大飯郡高浜町音海	福井県	農林水産省
神野浦第一海岸	大飯郡高浜町神野浦	福井県	農林水産省
神野浦第二海岸	大飯郡高浜町神野浦	福井県	農林水産省
山中海岸	大飯郡高浜町山中	福井県	農林水産省
宮尾第一海岸	大飯郡高浜町宮尾	福井県	農林水産省
宮尾第二海岸	大飯郡高浜町宮尾	福井県	農林水産省

(農林水産省水産庁所管)

海岸名	所在地	管理者	所管
日向海岸	三方郡美浜町日向	福井県	農林水産省
早瀬海岸	三方郡美浜町早瀬	福井県	農林水産省
坂尻海岸	三方郡美浜町坂尻	美浜町	農林水産省
管浜海岸	三方郡美浜町管浜	美浜町	農林水産省
常神海岸	三方上中郡若狭町常神	若狭町	農林水産省
神子海岸	三方上中郡若狭町神子	若狭町	農林水産省
小川海岸	三方上中郡若狭町小川	若狭町	農林水産省
塩坂越海岸	三方上中郡若狭町塩坂越	若狭町	農林水産省
世久見海岸	三方上中郡若狭町食見	若狭町	農林水産省
小浜海岸	小浜市仏谷～若狭	福井県	農林水産省
打外海海岸	小浜市西小川	小浜市	農林水産省
田島海岸	小浜市田島	小浜市	農林水産省
大島海岸	大飯郡おおい町大島	おおい町	農林水産省
本郷海岸	大飯郡おおい町本郷	おおい町	農林水産省
高浜海岸	大飯郡高浜町若宮	福井県	農林水産省
音海海岸	大飯郡高浜町音海	高浜町	農林水産省
小黑飯海岸	大飯郡高浜町小黑飯	高浜町	農林水産省
上瀬海岸	大飯郡高浜町上瀬	高浜町	農林水産省

b. ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）登録湿地

名称	所在地	登録年月日
三方五湖	三方上中郡若狭町、三方郡美浜町 地内	平成 17 年 11 月 8 日

3 公園区域

若狭湾国定公園（福井県地域）の区域を次のとおりとする。

（表 1：公園区域（陸域）表）

県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市内 松原国有林福井森林管理署 171 林班の一部	27
	敦賀市 大字沓、大字白木、大字立石及び大字明神町の全部並びに大字色浜、大字浦底、大字櫛川、大字常宮、大字手、大字名子、大字縄間、大字二村及び大字松島町の各一部	2,598
	小浜市 大字青井、大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、大字字久、大字岡津、大字加尾、大字堅海、大字加斗、大字甲ヶ崎、大字志積、大字田鳥、大字泊、大字西小川、大字西勢、大字飯盛、大字東勢、大字仏谷、大字矢代及び大字若狭の各一部 小浜市内 黒崎地先の沖の石の全部	3,068
	三方郡美浜町 大字丹生の全部並びに大字大藪、大字河原市、大字北田、大字木野、大字久々子、大字佐柿、大字坂尻、大字笹田、大字佐田、大字菅浜、大字竹波、大字早瀬、大字日向、大字松原、大字山上及び大字和田の各一部	3,758
	大飯郡高浜町 大字田ノ浦の全部並びに大字今寺、大字岩神、大字上瀬、大字小黒飯、大字音海、大字鐘寄、大字鎌倉、大字神野、大字神野浦、大字事代、大字小和田、大字塩土、大字下、大字菌部、大字高野、大字立石、大字中山、大字難波江、大字西三松、大字東三松、大字日引、大字宮尾、大字宮崎、大字山中、大字若宮及び大字和田の各一部 大飯郡高浜町 大字田ノ浦地先の名島の全部	1,928
	大飯郡おおい町 大字大島の一部 大飯郡おおい町内 大字大島地先の髻島及び朝倉鼻地先の冠者島の全部	473
	三方上中郡若狭町 大字世久見の全部並びに大字生倉、大字海山、大字小川、大字気山、大字塩坂越、大字田井、大字常神、大字鳥浜、大字成出、大字神子、大字向笠及び大字遊子の各一部 三方上中郡若狭町内 神子崎地先の千島の全部	3,607
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部を含む。	
合計		15,459

(表 2 : 公園区域 (海域) 表)

県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市の地先海面の一部	2,593
	小浜市の地先海面の一部	6,851
	三方郡美浜町の地先海面の一部	4,108
	大飯郡高浜町の地先海面の一部	2,878
	大飯郡おおい町の地先海面の一部	2,803
	三方上中郡若狭町の地先海面の一部	2,886
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部を含む。		
合計		22,119

若 狭 湾 国 定 公 園

(福井県地域)

公 園 計 画 書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	
(1)	保護規制計画及び関連事項	3
ア	特別地域	3
(ア)	特別保護地区	4
(イ)	第1種特別地域	7
(ウ)	第2種特別地域	10
(エ)	第3種特別地域	14
イ	海域公園地区	17
ウ	関連事項	
(ア)	採取等規制植物	19
(イ)	捕獲等規制動植物及び区域	20
(ウ)	普通地域	22
エ	面積内訳	24
3	事業計画	
(1)	施設計画	25
ア	保護施設計画	25
イ	利用施設計画	26
(ア)	集団施設地区	26
(イ)	単独施設	28
(ウ)	道路	34
a	車道	34
b	歩道	35
(エ)	運輸施設	36
4	参考事項	37

1 基本方針

若狭湾国定公園は福井県および京都府に跨り、リアス海岸と呼ばれる、日本海に面して大きく湾入りし変化に富んだ海岸の美しい風景が最大の特徴である。

本公園の利用については、この美しい海岸を活かした海水浴、釣り、船による回遊が主である。一方、陸部においても気比の松原や三方五湖といった名勝にも指定される著名な景観地が点在し、風景探勝を目的とした利用が見られる。また、自然探索の場となる園地やキャンプ場、ハイキングやサイクリングのルートとして活用できる近畿自然歩道等が公園内の各地で整備され、利用方法は多岐にわたっている。

近年の観光ニーズの多様化から、今後、本公園の利用形態はさらに多様化することが予想されるが、訪問者に本公園独自の自然と文化を感じ、学びの場としてもらえるような利用を図っていく。

このような自然的・社会的状況を踏まえながら、本公園の風致景観や自然環境を適切に保護していくとともに、それらを基盤とした適正な公園利用を積極的に推進していくために、以下の方針により公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別保護地区

小浜市の蘇洞門は、雄大で唯一無二の景観を誇ることから名勝に指定されている。また、三方上中郡若狭町の烏辺島は、古くから天然状態を保持している貴重な植生が見られ、福井県嶺南地方の自然景観の中でも第一に保護を考えるべき地域である。このため、厳格に景観の保護を図ることとし、一切の開発や人工物の設置等を排除すべく、特別保護地区に指定する。

(イ) 第1種特別地域

敦賀市の松原国有林や大飯郡高浜町の音海の断崖のような美しい景観が見られる地域、また、敦賀半島の山頂部や三方上中郡若狭町の御神島のような、古くから天然状態を保持している貴重な植生が見られる地域等は、福井県嶺南地方の自然景観の中でも優先的に保護を考えるべき地域である。このため、極力景観の保護を図ることとし、原則として一切の開発や人工物の設置等を排除すべく、第1種特別地域に指定する。

(ウ) 第2種特別地域

三方郡美浜町の水晶浜や大飯郡高浜町の和田高浜海岸などの海水浴場が点在する海岸部や各種公園内施設へ向かうための公園事業道路・自然歩道等は、自然を楽しむ多くの公園利用者に活用されている。このため、利用者の便宜を考慮しつつも、必要以上の開発や人工物の設置等は抑制しなければならない。また、標高の高い地域は、各景勝地から容易に視界に入るため、特に大規模な人工物の設置や森林の皆伐等、景観を大きく変える開発行為は一定の制限をかける必要がある。このため、自然景観の保護の観点から、こうした地域を第2種特別地域に指定する。

(エ) 第3種特別地域

特別に傑出した景観を誇るわけではないが、利用上および地形上の見地から第2種特別地域と関連性の強い地域について、工作物や広告物の設置等により景観が害されないよう第3種特別地域に指定する。

(オ) 海域公園地区

三方上中郡若狭町常神及び世久見の海域は、複雑で変化に富んだ海岸線や海底地形を有し、流入する河川がないため透明度が高く海水浴場として人気が高い。また、暖海性・寒海性の動植物が同一箇所に生息し、多様な生態系が形作られている。このため、貴重な自然景観や生物多様性を維持するため、海域公園地区に指定する。

(2) 施設計画

ア 集団施設地区

恵まれた自然環境を享受できる公園利用の中心的地域について、公園利用及び管理のための施設の総合的整備の実現及び継続可能性や、整備による自然環境及び風致景観への支障がないことを調査・確認した上で計画に位置付ける。

イ 単独施設

利用実態からみて必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、今後の事業の実現及び継続可能性や、整備による自然環境及び風致景観への支障がないことを調査・確認した上で、ふさわしい種別の計画を位置付ける。

ウ 道路

既存の車道および歩道のうち、園地等公園内の各施設をつなぐだけでなく、利用者が周囲の自然景観を楽しめる、公園道路と呼ぶにふさわしいもののみを、現に存在し利用されているかどうか調査・確認した上で、計画に位置付ける。

エ 運輸施設

公園利用者が海岸の独特な風景や高地からの雄大な展望等を楽しむための交通の便を図るものとして、現に整備・利用されている、もしくはその見込みのあるものを計画に位置付ける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域（特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域）とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市内 松原国有林福井森林管理署 171 林班の一部	27 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	敦賀市 大字明神町の全部並びに大字色浜、大字浦底、大字蘆川、 大字沓、大字常宮、大字白木、大字立石、大字手、大字名 子、大字縄間、大字二村及び大字松島町の各一部	2,569 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	小浜市 大字青井、大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、大字宇久、 大字岡津、大字加尾、大字堅海、大字加斗、大字甲ヶ崎、 大字志積、大字田鳥、大字泊、大字西小川、大字西勢、 大字飯盛、大字東勢、大字仏谷、大字矢代及び大字若狭の 各一部 小浜市内 黒崎地先の沖の石の全部	3,068 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	三方郡美浜町 大字大藪、大字河原市、大字北田、大字木野、大字久々子、 大字佐柿、大字坂尻、大字笹田、大字佐田、大字菅浜、 大字竹波、大字丹生、大字早瀬、大字日向、大字松原、 大字山上及び大字和田の各一部	3,647 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	大飯郡高浜町 大字今寺、大字岩神、大字上瀬、大字小黒飯、大字音海、 大字鐘寄、大字鎌倉、大字神野、大字神野浦、大字事代、 大字小和田、大字塩土、大字下、大字藪部、大字高野、 大字立石、大字田ノ浦、大字中山、大字難波江、 大字西三松、大字東三松、大字日引、大字宮尾、大字宮崎、 大字山中、大字若宮及び大字和田の各一部 大飯郡高浜町内 大字田ノ浦地先の名島の全部	1,891 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	大飯郡おおい町 大字大島の一部 大飯郡おおい町内 大字大島地先の髻島及び朝倉鼻地先の冠者島の全部	451 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	三方上中郡若狭町 大字世久見の全部並びに大字生倉、大字海山、大字小川、 大字気山、大字塩坂越、大字田井、大字常神、大字鳥浜、 大字成出、大字神子、大字向笠及び大字遊子の各一部 三方上中郡若狭町内 神子崎地先の千島の全部	3,601 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部を含む。	
合計		15,254 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	小浜市 大字泊、大字矢代及び大字若狭の各一部	61 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	三方上中郡若狭町 大字世久見の一部 (烏辺島)	6 〔 国 * 公 * 私 * 〕
合計		67 〔 国 * 公 * 私 * 〕

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
蘇洞門	福井県小浜市 大字泊、大字矢代及び大字若狭の各一部	小浜市内外海半島北側に見られる雄大な海蝕洞は「蘇洞門」という名で知られる。花崗岩の方状節理や柱状節理等優れた地学景観を持ち、県内の代表的な景勝地である。	61 〔 国 * 公 * 私 * 〕
烏辺島	福井県三方上中郡若狭町 大字世久見の一部 (烏辺島)	三方上中郡若狭町の烏辺島は、常緑樹に覆われた無人島で、キジョラン等の希少な暖地性植物が見られる。三方海域公園の中心部として、特に景観保護の必要性が高い。	6 〔 国 * 公 * 私 * 〕

合計	67 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
----	-------------------------------------

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市内 松原国有林福井森林管理署 171 林班の一部	27 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字沓、大字常宮、大字手 及び大字明神町の各一部	65 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	小浜市 大字宇久、大字加斗、大字泊及び大字若狭の各一部	392 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	三方郡美浜町 大字竹波及び大字丹生の各一部	85 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	大飯郡高浜町 大字音海の一部	52 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	三方上中郡若狭町 大字常神の一部	38 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕

合計	659 [国 *] [公 *] [私 *]
----	--------------------------------------

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
気比の松原	福井県敦賀市内 松原国有林福井森林管理署171林班の一部	敦賀市街西の海岸景勝地一帯に広がる広大な松林は、日本三大松原の一つ「気比の松原」として知られる。1万本以上のアカマツ、クロマツ等から成るこの美林は、国の名勝に指定されている。	27 〔国 公 私 * * *〕
敦賀半島	福井県敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字沓、大字常宮、 大字手及び大字明神町の各一部 福井県三方郡美浜町 大字竹波及び大字丹生の各一部	敦賀半島の脊梁にあたる蝶螺ヶ岳及び西方ヶ岳の山頂部では、巨大な花崗岩の露頭が散在する興味深い地形が見られる。また、ブナの天然林が残り、現状維持の必要が高く厳重に保護を要する。	150 〔国 公 私 * * *〕
御神島	福井県三方上中郡若狭町 大字常神の一部	三方上中郡若狭町の御神島は、100メートル級の断崖に囲まれた無人島である。陸岸(常神半島)に近接しているにもかかわらず全域で天然林が残り、現状維持の必要が高く厳重に保護を要する。	38 〔国 公 私 * * *〕
久須夜ヶ岳北斜面	福井県小浜市 大字宇久、大字泊及び大字若狭の各一部	特別保護地区に指定されている内外海半島北側の貴重な海岸地形(蘇洞門)の後背地は、海から蘇洞門を展望する際の景色に含まれるため、蘇洞門と合わせた一体的な景観の保護を要する。	390 〔国 公 私 * * *〕
蒼島	福井県小浜市 大字加斗の一部	小浜市の蒼島では全域で天然林が残り、島内の暖地性植生群落は天然記念物に指定されている。現状維持の必要が高く厳重に保護を要する。	2 〔国 公 私 * * *〕
音海	福井県大飯郡高浜町 大字音海の一部	大飯郡高浜町今戸鼻から押回鼻までの断崖は「音海の断崖」という名で知られ、260メートルに及ぶ大絶壁やモクゲンジの大群落を観察することができる。	52 〔国 公 私 * * *〕
合計			659 〔国 公 私 * * *〕

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字櫛川、大字沓、大字常宮、 大字白木、大字立石、大字手、大字名子、大字縄間、大字 二村、大字松島町及び大字明神町の各一部	1,381 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	小浜市 大字青井、大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、大字宇久、 大字岡津、大字加尾、大字堅海、大字加斗、大字甲ヶ崎、 大字志積、大字田鳥、大字泊、大字西小川、大字西勢、 大字飯盛、大字東勢、大字仏谷、大字矢代及び大字若狭の 各一部 小浜市内 黒崎地先の沖の石の全部	1,404 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	三方郡美浜町 大字大藪、大字北田、大字久々子、大字坂尻、大字笹田、 大字佐田、大字菅浜、大字竹波、大字丹生、大字早瀬、 大字日向、大字松原、大字山上及び大字和田の各一部	1,571 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	大飯郡高浜町 大字今寺、大字岩神、大字上瀬、大字小黒飯、大字音海、 大字鐘寄、大字鎌倉、大字神野、大字神野浦、大字事代、 大字塩土、大字下、大字菌部、大字高野、大字立石、 大字田ノ浦、大字中山、大字難波江、大字西三松、 大字東三松、大字日引、大字宮尾、大字宮崎、大字山中、 大字若宮及び大字和田の各一部 大飯郡高浜町内 大字田ノ浦地先の名島の全部	1,231 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	大飯郡おおい町 大字大島の一部 大飯郡おおい町内 大字大島地先の髻島及び朝倉鼻地先の冠者島の全部	304 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	三方上中郡若狭町 大字生倉、大字海山、大字小川、大字気山、大字塩坂越、 大字世久見、大字田井、大字常神、大字鳥浜、大字成出、 大字神子、大字向笠及び大字遊子の各一部 三方上中郡若狭町内 大字神子崎地先の千島の全部	3,157 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
	合計	9,048 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
敦賀半島	福井県敦賀市 大字明神町の全部並びに大字色浜、 大字浦底、大字櫛川、大字沓、大字常宮、 大字白木、大字立石、大字手、 大字名子、大字縄間、大字二村及び 大字松島町の各一部 福井県三方郡美浜町 大字菅浜、大字竹波及び大字丹生の各一部	西方ヶ岳や蝶螺ヶ岳、水島等の半島先端部の景勝地への重要なアクセスルートとして、半島の外周には公園事業道路が、西方ヶ岳や蝶螺ヶ岳の中腹には歩道が整備されている。また、敦賀半島の美浜町側には原子力発電所や県内有数の海水浴場、水晶浜が立地する。	1,873 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
佐田海岸・久々子 松原海岸	福井県三方郡美浜町 大字北田、大字久々子、大字坂尻、 大字佐田、大字菅浜、大字松原、 大字和田の各一部	佐田海岸周辺では、低位段丘が海食を受け陸側へ後退したため、出現した高さ5m程の低い崖が海岸に平行に走っており、海上からその独特の眺望を楽しむことができる。	97 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
三方五湖周辺	福井県三方郡美浜町 大字大藪、大字久々子、大字笹田、 大字早瀬及び大字日向の各一部 福井県三方上中郡若狭町 大字生倉、大字海山、大字小川、大字気山、 大字塩坂越、大字世久見、大字田井、 大字常神、大字鳥浜、大字成出、大字神子、 大字向笠及び大字遊子の各一部 福井県三方上中郡若狭町 神子崎地先の千島の全部	三方五湖は周辺も含め国の名勝に指定されている。また、カモ類等冬鳥の重要な越冬地となっている。常神半島は三方五湖の北方に延びた半島で、海食崖が発達している。古くからの照葉樹林が残存し、特に多種の昆虫類の生息が認められる。	3,948 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
田鳥半島～内外海 半島	福井県小浜市 大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、 大字宇久、大字加尾、大字堅海、 大字甲ヶ崎、大字志積、大字田鳥、大字泊、 大字西小川、大字仏谷、大字矢代及び 大字若狭の各一部 福井県小浜市内 黒崎地先の沖の石の全部 福井県三方上中郡若狭町	内外海半島の付け根から半島最高部の久須夜ヶ岳までの急斜面には、延長約10kmのドライブウェイ「エンゼルライン」が整備されている。久須夜ヶ岳の頂上では小浜湾から越前岬まで、変化に富んだ若狭湾の様子を一望できる。小浜市田鳥沖には、小倉百人一首にも詠まれた沖の石と呼ばれる小さな岩礁が浮かんでいる。	1,490 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
	大字世久見の一部		
小浜西海岸	福井県小浜市 大字青井、大字岡津、大字加斗、大字西勢、 大字飯盛及び大字東勢の各一部	若狭湾に浮かぶ蒼島の対岸には、津崎鼻・片江鼻・波懸鼻等といった小さな半島の中に挟まれて砂浜海岸が点在している。	105 〔 国 * 公 * 私 * 〕
大島半島	福井県大飯郡高浜町 大字和田の一部 福井県大飯郡おおい町 大字大島の一部	小浜湾上の巨大な島であったが、西からの海流で運ばれた砂が、高浜町和田との間に堆積して半島となった。この海成構造は陸ケイ島と呼ばれ、地形発達を考える上で貴重である。また、先端部には、原子力発電所やオートキャンプ場が立地する。	357 〔 国 * 公 * 私 * 〕
和田高浜海岸・若宮海岸	福井県大飯郡高浜町 大字岩神、大字鐘寄、大字事代、大字塩土、 大字菌部、大字立石、大字東三松、 大字宮崎、大字若宮及び大字和田の各一部	本地域には多くの海水浴場が立地する。また、大飯郡高浜町中心部の高浜城跡に作られた城山公園では、明鏡洞等八穴の奇勝と呼ばれる珍しい海蝕洞穴群があり、整備された遊歩道から鑑賞することができる。	41 〔 国 * 公 * 私 * 〕
音海半島及び青葉山	福井県大飯郡高浜町 大字今寺、大字小黒飯、大字音海、 大字神野、大字高野、大字田ノ浦、 大字中山、大字難波江、大字西三松及び 大字山中の各一部	青葉山は標高 700m の休火山でその美しい形から「若狭富士」と呼ばれる。山頂近くの尾根筋には当地固有種のオオキンレイカが生育するが、乱獲等で数を減らしたためその保護・増殖が図られている。 音海半島はその東に広がる若狭湾のリアス式海岸の西の起点であり、付け根には原子力発電所が立地する。	742 〔 国 * 公 * 私 * 〕

内浦湾沿岸	福井県大飯郡高浜町 大字上瀬、大字鎌倉、大字神野浦、大字下、 大字日引、大字宮尾及び大字山中の各一部	大飯郡高浜町日引の穏やかな内浦湾に面した狭い斜面には階段状に約 200 枚の水田が広がっている。これは日引の棚田という名で広く知られ、日本の棚田百選にも認定されている。	395 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
合計			9,048 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表9：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字櫛川、大字沓、大字常宮、 大字白木、大字手、大字名子、大字縄間及び大字二村の各一部	1,123 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	小浜市 大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、大字加尾、大字堅海、 大字甲ヶ崎、大字志積、大字田鳥、大字泊、大字西小川、 大字矢代及び大字若狭の各一部	1,211 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	三方郡美浜町 大字河原市、大字北田、大字木野、大字佐柿、大字坂尻、 大字菅浜、大字竹波、大字丹生及び大字和田の各一部	1,991 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	大飯郡高浜町 大字小黒飯、大字音海、大字神野、大字神野浦、 大字小和田、大字高野、大字中山、大字難波江、大字山中 及び大字和田の各一部	608 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	大飯郡おおい町 大字大島の一部	147 〔 国 * 公 * 私 * 〕
	三方上中郡若狭町 大字塩坂越及び大字世久見の各一部	400 〔 国 * 公 * 私 * 〕

合計	5,480 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
----	--

(表10：第3種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
敦賀半島	福井県敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字櫛川、大字杓、 大字常宮、大字白木、大字手、 大字名子、大字縄間及び大字二村の各一部 福井県三方郡美浜町 大字北田、大字菅浜、大字竹波及び 大字丹生の各一部	西方ヶ岳や蝶螺ヶ岳、水島等敦賀半島先端部の景勝地への重要なアクセスルートとして、敦賀半島の外周には公園事業道路が、西方ヶ岳や蝶螺ヶ岳の中腹には歩道が整備されている。その道路や歩道の周辺についても特別地域を指定し一体的に自然・景観の保護を図っている。	2,894 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
天王山	福井県三方郡美浜町 大字河原市、大字木野、大字佐柿、 大字坂尻及び大字和田の各一部	三方郡美浜町にある標高約 330mの天王山は、その南東に位置する御岳山から連なる山系の終点であり、戦国時代には若狭側にとって越前からの侵攻を防ぐのに最適な天然の要塞として利用されていた。	220 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
田鳥半島～内外海半島	福井県小浜市 大字阿納、大字阿納尻、大字犬熊、 大字加尾、大字堅海、大字甲ヶ崎、 大字志積、大字田鳥、大字泊、大字西小川、 大字矢代及び大字若狭の各一部 福井県三方上中郡若狭町 大字世久見の一部	内外海半島の付け根から半島最高部の久須夜ヶ岳までの急斜面には、延長約 10 kmのドライブウェイ「エンゼルライン」が整備され、頂上では小浜湾から越前岬まで、変化に富んだ若狭湾の様子を一望できる。	1,611 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
大島半島	福井県大飯郡高浜町 大字和田の一部 福井県大飯郡おおい町 大字大島の一部	小浜湾上の巨大な島であったが、西からの海流で運ばれた砂が、高浜町和田との間に堆積して半島となった。この海成構造は陸ヶ島と呼ばれ、地形発達を考える上で貴重である。	312 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
音海半島及び青葉山	福井県大飯郡高浜町 大字小黒飯、大字音海、大字神野、 大字神野浦、大字小和田、大字高野、 大字中山、大字難波江及び大字山中の各一部	青葉山は貴重な動植物の生息地であるだけでなく、宗教上の霊所としても知られ、中腹には山号を青葉山とする中山寺がある。	443 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕
合計			5,480 〔国 *〕 〔公 *〕 〔私 *〕

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 1 1 : 海域公園地区表)

番号	名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
1	三方海域公園地区 1 号	福井県三方上中郡若狭町 大字常神地先海面	当海域に浮かぶトチノ島周辺では、オオギフトヤギ等貴重な生物を観察できる。また、当海域は常神半島や烏辺島を周遊する遊覧船(グラスボート)の航行ルートにも含まれており、船からも美しい海中風景を満喫できる。	9.0 〔国 * 公 * 私 *〕
2	三方海域公園地区 2 号	福井県三方上中郡若狭町 大字世久見地先海面	当海域で見られる岩礁(ぐり)は、「ワレグリ」という名前で知られている。周辺では、ウミシダ類やイトマキヒトデ類等の群生や、スズメダイ等の魚が観察できる。	7.9 〔国 * 公 * 私 *〕
3	三方海域公園地区 3 号	福井県三方上中郡若狭町 大字世久見地先海面	烏辺島周辺の海域が指定されており、海中の透明度が高く、ホンダワラ等多くの海草類と豊富な色模様を持った海棲動物が生息している。また、この海中の優れた自然状況を活かして、近年ではオープンウォータースイミングの大会も開催されている。	7.8 〔国 * 公 * 私 *〕
4	三方海域公園地区 4 号	福井県三方上中郡若狭町 大字世久見地先海面	黒崎半島北側(椎出から岡鶴まで)の海域の一部が指定されており、ノコギリモク等の海藻林や、キヌバリ・カサゴ等の魚が生息している。	5.5 〔国 * 公 * 私 *〕

合計	30.2 [国 *] [公 *] [私 *]
----	---------------------------------------

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 1 2 : 採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ
ウラボシ	オシャグジデンダ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	ハマハコベ
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)
メギ	トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ
ベンケイソウ	ミヤママンネングサ
バラ	ハマナス (ハマナシ)、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
スマレ	テリハタチボスマレ
ツツジ	サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リンドウ	リンドウ、センブリ
シソ	タジマタムラソウ、ハイタムラソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)
ゴマノハグサ	トウテイラン
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク
オミナエシ	オオキンレイカ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク (イソノギク)、ワカサハマギク、オハラメアザミ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、ハマカンゾウ、コオニユリ
アヤメ	ノハナショウブ
サトイモ	ムサシアブミ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ
ラン	キンラン、シュンラン (ホクロ)、ホクリクムヨウラン、ムヨウラン、コ克蘭、フウラン、ジンバイソウ、オオパノトンボソウ

(イ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表 1 3 : 捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制動植物	備考
三方海域公園地区 1 号	全域	当海域に浮かぶトチノ島周辺では、オオギフトヤギ等貴重な生物を観察できる。また当海域は常神半島や烏辺島を周遊する遊覧船(グラスボート)の航行ルートにも含まれており、船からも美しい海中風景を満喫できる。	9.0	表 13 別表のとおり	
三方海域公園地区 2 号	全域	当海域で見られる岩礁(ぐり)は、「ワレグリ」という名前で見られている。周辺では、ウミシダ類やイトマキヒトデ類等の群生や、スズメダイ等の魚が観察できる。	7.9	表 13 別表のとおり	
三方海域公園地区 3 号	全域	烏辺島周辺の海域が指定されており、海中の透明度が高く、ホンダワラ等多くの海草類と豊富な色模様を持った海棲動物が生息している。また、この海中の優れた自然状況を活かして、近年ではオープンウォータースイミングの大会も開催されている。	7.8	表 13 別表のとおり	
三方海域公園地区 4 号	全域	黒崎半島北側(椎出から岡鶴まで)の海域の一部が指定されており、ノコギリモク等の海藻林や、キヌバリ・カサゴ等の魚が生息している。	5.5	表 13 別表のとおり	

(表 1 3 別表：捕獲等規制動植物表)

捕獲等規制動植物名
スピラストレルリダエ (パンカイメン科) 全種、ハリコンドリダエ (イソカイメン科) 全種、カルリュスポンギイダエ (ザラカイメン科) 全種、ソランデリア・セクンダ (オオギウミヒドラ)、ベルロネルラ・ルブラ (ウミイチゴ)、エウプレクサウラ・エレクトア (オウギフトヤギ)、アクティニイダエ (ウメボシイソギンチャク科) 全種、フュマンティダエ (ニチリンイソギンチャク科) 全種、リゾプサミア・ミヌタ・ムツエンスィス (ムツサンゴ)、キトニダエ (クサズリガイ科) 全種、ロティア・ドルスオサ (カモガイ)、リトリナ・ブレヴィクラ (タマキビガイ)、サベルラスタルテ・インディカ (ケヤリ)、カピトゥルム・ミテルラ (カメノテ)、レパス・アナティフェラ (エボシガイ)、クタマリダエ (イワフジツボ科) 全種、バラニダエ (フジツボ科) 全種、オクシュコマントゥス・ヤポニクス (ニッポンウミシダ)、トロピオメトラ・アフラ・マクロディスクス (オオウミシダ)、ケルトナルドア・セミレグラリス (アカヒトデ)、アステリナ・ペクティニフェラ (イトマキヒトデ)、ピュウリダエ (マボヤ科) 全種、ヒポカンプス・コロナトゥス (タツノオトシゴ)、ポマケントリダエ (スズメダイ科) 全種、プテロゴビウス・ゾノレウクス (チャガラ)、プテロゴビウス・エラポイデス (キヌバリ)、カエトモルファ・クラサ (ホソジュズモ)、コディウム・フラギレ (ミル)、ディクテュオプテリス・ウンデュラタ (シワヤハズ)、ディクテュオタ・ディコトマ (アミジグサ)、パディナ・クラサ (コナウミウチワ)、パペンフスイエルラ・クロモ (クロモ)、コルダ・フィルム (ツルモ)、サルガスム・トゥンベルギイ (ウミトラノオ)、パルマリア・パルマタ (ダルス)、コラルリナケアエ (サンゴモ科) 全種、カルロフェルリス・ヤポニカ (ホソバノトサカモドキ)、プロカミウム・オヴィコルニス (ヒメユカリ)、カムピア・パルヴラ (ワツナギソウ)、ロメンタリア・ハコダテンシス (コスジフシツナギ)、クリュスユメニア・ライティイ (タオヤギソウ)、ケラミウム・テネルリムム (ケイギス)、マルテンシヤ・フラギリス (アヤニシキ)、及びラウレンキア・インテルメディア (クロソゾ)

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりとする。

(表 1 4 : 普通地域表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福井県	敦賀市 大字色浜、大字浦底、大字櫛川、大字沓、大字白木、 大字立石及び大字縄間の各一部	29 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	三方郡美浜町 大字菅浜、大字竹波及び大字丹生の各一部	111 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	大飯郡高浜町 大字音海、大字田ノ浦及び大字和田の各一部	37 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	大飯郡おおい町 大字大島の一部	22 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	三方上中郡若狭町 大字塩坂越、大字常神及び大字神子の各一部	6 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	陸域 合計	205 〔 国 * 〕 〔 公 * 〕 〔 私 * 〕
	陸域公園区域の地先海面の一部	22,089

合計	22,294
----	--------

エ 面積内訳

(表 1 5 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
福井県	土地所有別面積	0	0	67	27	0	632	2	65	8,981	0	0	5,480	0	1	204	29	66	15,364	4ヶ所 30.2	22,089 (99.9)	22,119 (100.0)
	地種区分別面積 (比率)	67 (0.4)			659 (4.3)			9,048 (58.5)			5,480 (35.5)											
	地域地区別面積 (比率)										15,187 (98.3)			205 (1.3)			15,459 (100.0)					
	地域別面積 (比率)										15,254 (98.7)											

(表 1 6 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町村名	特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
	特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
敦賀市	0	92	1,381	1,123	2,596	29	2,625	0	2,593	2,593
小浜市	61	392	1,404	1,211	3,068	0	3,068	0	6,851	6,851
三方郡美浜町	0	85	1,571	1,991	3,647	111	3,758	0	4,108	4,108
大飯郡高浜町	0	52	1,231	608	1,891	37	1,928	0	2,878	2,878
大飯郡おおい町	0	0	304	147	451	22	473	0	2,803	2,803
三方上中郡若狭町	6	38	3,157	400	3,601	6	3,607	30.2	2,856	2,886
合計	67	659	9,048	5,480	15,254	205	15,459	30.2	22,089	22,119

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 17 : 保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	自然再生施設	福井県三方郡美浜町久々子～ 福井県三方上中郡若狭町海山	三方五湖の自然環境の再生を図るための施設を整備する。	新規

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

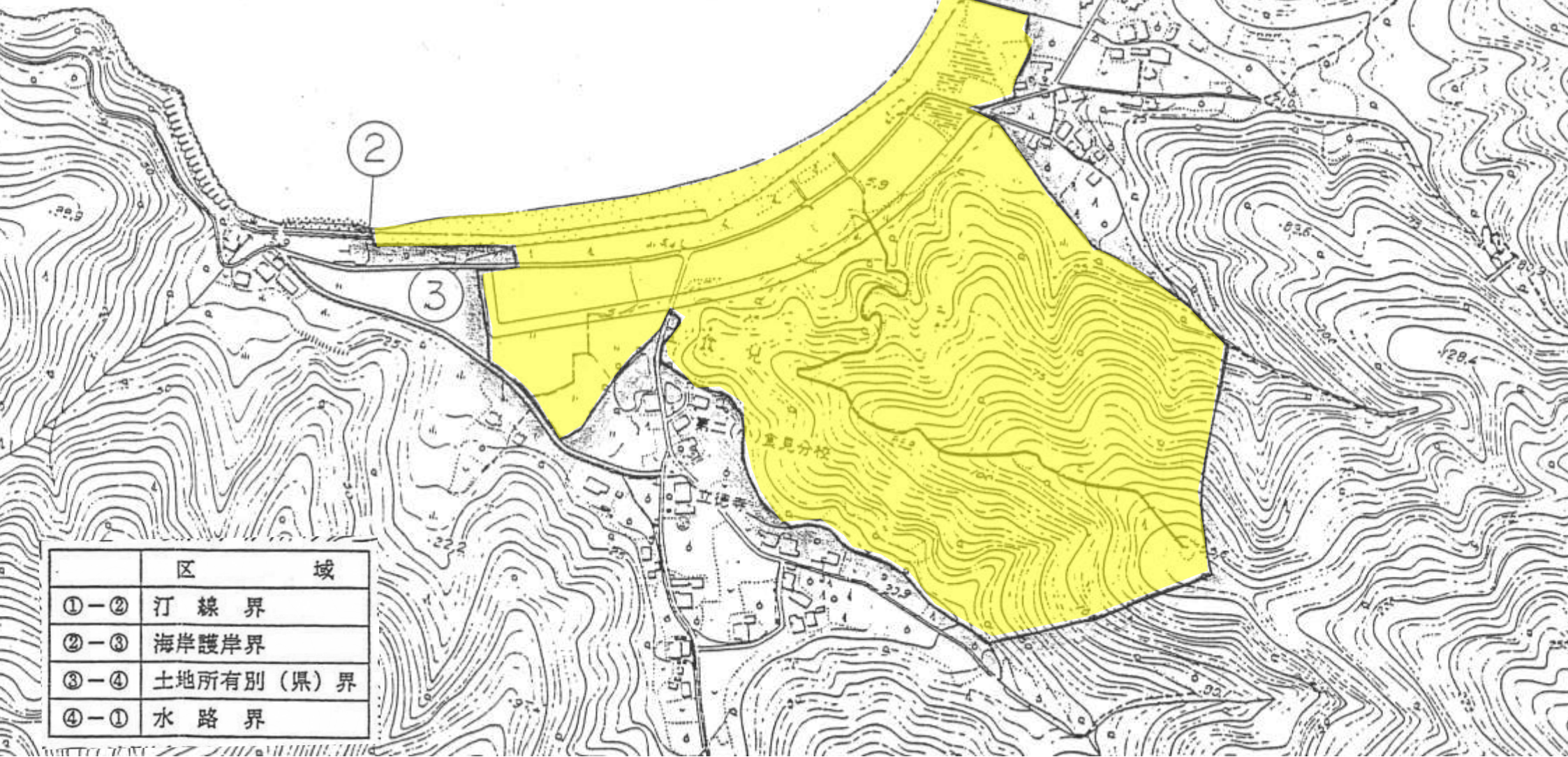
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 18 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
						国	公	私	
1	食見集団施設地区	福井県三方上中郡若狭町 大字世久見の一部	<p>本地区は若狭湾国定公園のほぼ中央に位置する利用拠点であり、周辺には烏辺島を中心とする海域公園地区、名勝三方五湖、代表的展望地があり、好立地特性を備えているため、次の点を計画目標として整備を行う。</p> <p>1 本地区は、若狭湾国定公園の主要利用拠点として整備する。</p> <p>2 烏辺島を中心とする海域公園地区および海浜利用に重点を置いて整備する。</p> <p>3 世久見湾と山稜部の一体的利用を促進するための整備を行う。</p>	係留施設	<p>海岸部において海水浴利用や海域公園地区探勝のための施設の整備を図る。</p> <p>背後地において、公園利用者のための園地、広場、休憩施設、駐車場等の整備充実を図る。山稜部においては、自然探勝路や展望施設の整備充実を図る。</p> <p>ビジターセンターを整備し、公園利用者に対する海域公園地区を含む若狭湾の自然等についての教化、学習機能の充実を図る。</p>				
				園地					
				駐車場					
				休憩所					
				公衆便所					
				博物展示施設					
面積合計						0	19.2	0	
						19.2			

食見集団施設地区計画図

(1/5,000)



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
1	水泳場	福井県敦賀市 (気比の松原)	海水浴のための水泳場として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
2	宿舎	福井県敦賀市 (二村)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
3	宿舎	福井県敦賀市 (縄間)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
4	野営場	福井県敦賀市 (常宮)	常宮周辺の野営場として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
5	駐車場	福井県敦賀市 (常宮)	常宮周辺の駐車場として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
6	宿舎	福井県敦賀市 (色浜)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
7	宿舎	福井県敦賀市 (浦底)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
8	駐車場	福井県敦賀市 (浦底)	海水浴、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
9	園地	福井県敦賀市 (猪ヶ池)	猪ヶ池の野鳥観察のための園地として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
10	宿舎	福井県敦賀市 (立石)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
11	園地	福井県敦賀市 (立石岬)	立石岬の展望休憩園地として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
12	園地	福井県敦賀市 (門ヶ崎)	門ヶ崎の展望休憩園地として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
13	宿舎	福井県敦賀市 (白木)	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
14	水泳場	福井県敦賀市 (白木)	海水浴のための水泳場として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
15	駐車場	福井県敦賀市 (白木)	海水浴、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
16	園地	福井県三方郡美浜町（奥ノ浦）	奥浦周辺の散策休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
17	園地	福井県三方郡美浜町（水晶浜）	水晶浜周辺の海水浴、散策、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
18	宿舎	福井県三方郡美浜町（水晶浜）	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
19	水泳場	福井県三方郡美浜町（水晶浜）	海水浴のための水泳場として整備する。	昭和47.12.26告示
20	駐車場	福井県三方郡美浜町（水晶浜）	海水浴、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
21	宿舎	福井県三方郡美浜町（坂尻）	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
22	水泳場	福井県三方郡美浜町（坂尻）	海水浴のための水泳場として整備する。	昭和47.12.26告示
23	駐車場	福井県三方郡美浜町（坂尻）	海水浴、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
24	園地	福井県三方郡美浜町（和田）	和田海岸の散策、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
25	宿舎	福井県三方郡美浜町（久々子）	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
26	水泳場	福井県三方郡美浜町（久々子）	海水浴のための水泳場として整備する。	昭和47.12.26告示
27	舟遊場	福井県三方郡美浜町（久々子）	久々子浜舟遊のための係留施設として整備する。	昭和47.12.26告示
28	駐車場	福井県三方郡美浜町（久々子）	海水浴、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
29	園地	福井県三方郡美浜町（飯切山）	飯切山の展望、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
30	宿舎	福井県三方郡美浜町（早瀬）	海水浴のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
31	休憩所	福井県三方郡美浜町（早瀬）	三方五湖遊覧等の休憩所として整備する。	昭和47.12.26告示
32	駐車場	福井県三方郡美浜町（早瀬）	三方五湖遊覧等のための駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
33	園地	福井県三方郡美浜町（岳山）	岳山の展望、休憩園地として整備する。	平成2.10.23告示
34	園地	福井県三方郡美浜町（久々子湖畔）	久々子湖畔の散策、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
35	舟遊場	福井県三方郡美浜町(久々子湖畔)	久々子湖舟遊のための施設として整備する。	昭和47.12.26告示
36	駐車場	福井県三方郡美浜町(久々子湖畔)	久々子湖畔探勝者等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
37	園地	福井県三方上中郡若狭町(甲輪島)	甲輪島周辺の散策、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
38	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(切迫)	三方湖探勝のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
39	舟遊場	福井県三方上中郡若狭町(切迫)	水月湖、菅湖の舟遊のための施設として整備する。	昭和47.12.26告示
40	園地	福井県三方上中郡若狭町(生倉)	三方湖畔の散策、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
41	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(生倉)	三方湖探勝者のための宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
42	舟遊場	福井県三方上中郡若狭町(生倉)	三方湖舟遊のための施設として整備する。	昭和47.12.26告示
43	駐車場	福井県三方上中郡若狭町(生倉)	三方湖探勝者等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
44	博物展示施設	福井県三方上中郡若狭町(鳥浜)	三方五湖周辺利用者のための展示施設として整備する。	新規
45	園地	福井県三方上中郡若狭町(成出)	湖畔探勝、魚釣等の休憩園地として整備する。	昭和59.9.11告示
46	園地	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園探勝、魚釣等の休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
47	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園探勝、魚釣等の宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
48	駐車場	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園探勝、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示
49	給水施設	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園利用施設への給水施設を整備する。	昭和47.12.26告示
50	排水施設	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園利用施設からの排水施設として整備する。	昭和47.12.26告示
51	公衆便所	福井県三方上中郡若狭町(常神)	三方海域公園探勝、魚釣客等ための公衆便所として整備する。	昭和47.12.26告示
52	園地	福井県三方上中郡若狭町(小川)	小川周辺の探勝、休憩園地として整備する。	平成2.10.23告示
53	園地	福井県三方上中郡若狭町(梅丈岳)	梅丈岳山頂の展望、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
5 4	休憩所	福井県三方上中郡若狭町(梅丈岳)	レインボーラインの休憩所として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
5 5	駐車場	福井県三方上中郡若狭町(梅丈岳)	レインボーラインの通行車の駐車場として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
5 6	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(梅丈岳)	レインボーライン利用者等の宿舎として整備する。	平成 2 . 10. 23 告示
5 7	園地	福井県三方上中郡若狭町(世久見)	世久見周辺の自然探勝、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
5 8	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(世久見)	世久見周辺の探勝、魚釣等の宿舎として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
5 9	駐車場	福井県三方上中郡若狭町(世久見)	世久見周辺の探勝、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 0	園地	福井県小浜市(矢代)	矢代周辺の探勝、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 1	駐車場	福井県小浜市(矢代)	矢代周辺の探勝、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 2	園地	福井県小浜市(阿納)	展望、休憩園地として整備する。	平成 2 . 10. 23 告示
6 3	園地	福井県小浜市(蘇洞門)	蘇洞門の展望、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 4	園地	福井県小浜市(久須夜ヶ岳)	久須夜ヶ岳山頂の展望、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 5	休憩所	福井県小浜市(久須夜ヶ岳)	久須夜ヶ岳山頂の休憩所として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 6	駐車場	福井県小浜市(久須夜ヶ岳)	エンゼルラインの通行車の駐車場として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 7	園地	福井県小浜市(海望山)	小浜湾の展望、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 8	宿舎	福井県小浜市(勢浜)	勢浜周辺の探勝、海水浴、魚釣等の宿舎として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6 9	水泳場	福井県小浜市(勢浜)	海水浴のための水泳場として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
7 0	舟遊場	福井県小浜市(勢浜)	勢浜の舟遊のための施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
7 1	舟遊場	福井県小浜市(荒木)	荒木海浜舟遊のための施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
7 2	園地	福井県大飯郡おおい町(赤礁崎)	赤礁崎の展望、休憩園地として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
73	園地	福井県大飯郡おおい町（宮留）	宮留、赤礁崎周辺の探勝、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
74	野営場	福井県大飯郡おおい町（宮留）	宮留周辺の海水浴、魚釣の野営場として整備する。	昭和47.12.26告示
75	水泳場	福井県大飯郡おおい町（宮留）	塩浜、袖ヶ浜水泳場として整備する。	昭和47.12.26告示
76	園地	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の探勝、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
77	休憩所	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の休憩所として整備する。	平成2.10.23告示
78	野営場	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の野営場として整備する。	平成2.10.23告示
79	水泳場	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の水泳場として整備する。	平成2.10.23告示
80	舟遊場	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の舟遊場として整備する。	平成2.10.23告示
81	給水施設	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の給水施設として整備する。	平成2.10.23告示
82	排水施設	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の排水施設として整備する。	平成2.10.23告示
83	公衆便所	福井県大飯郡高浜町（和田高浜）	和田高浜の公衆便所として整備する。	平成2.10.23告示
84	園地	福井県大飯郡高浜町（安土山）	安土山の展望、休憩園地として整備する。	新規
85	宿舎	福井県大飯郡高浜町（城山）	国民宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
86	園地	福井県大飯郡高浜町（城山）	和田高浜海岸の探勝、休憩園地として整備する。	新規
87	園地	福井県大飯郡高浜町（西三松）	展望、休憩園地として整備する。	平成2.10.23告示
88	園地	福井県大飯郡高浜町（難波江）	高浜周辺の探勝、休憩園地として整備する。	新規
89	園地	福井県大飯郡高浜町（押回鼻）	音海断崖の展望、休憩園地として整備する。	昭和47.12.26告示
90	宿舎	福井県大飯郡高浜町（音海）	音海周辺の探勝、魚釣等の宿舎として整備する。	昭和47.12.26告示
91	駐車場	福井県大飯郡高浜町（音海）	音海周辺の探勝、魚釣等の駐車場として整備する。	昭和47.12.26告示

番号	種類	位置	整備方針	旧計画との関係
9 2	園地	福井県大飯郡高浜町（山中）	内浦湾の展望、休憩園地として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
9 3	宿舎	福井県大飯郡高浜町（山中）	内浦湾の探勝のための宿舎として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
9 4	野営場	福井県大飯郡高浜町（山中）	内浦湾周辺の探勝、青葉山登山等の野営場として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
9 5	水泳場	福井県大飯郡高浜町（山中）	海水浴のための水泳場として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
9 6	園地	福井県大飯郡高浜町（青葉山）	青葉山頂の展望、休憩園地として整備する。	昭和 47 . 12 . 26 告示
9 7	園地	福井県大飯郡高浜町（中山）	青葉山麓の探勝、休憩園地として整備する。	昭和 60 . 3 . 1 告示
9 8	野営場	福井県大飯郡高浜町（中山）	青葉山の登山、探勝等の野営場として整備する。	昭和 60 . 3 . 1 告示

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	敦賀半島周回線	起点－福井県敦賀市 (松原) 終点－福井県三方郡美浜町 (北田) 枝線－福井県敦賀市 (浦底)－(立石)	二村、縄間、常宮、色浜、浦底、白木、竹波、菅浜、立石	敦賀半島を周回する路線として整備する。浦底から立石までは枝線とする。	平成 2 . 10 . 23 告示
2	敦賀半島横断線	起点－福井県敦賀市 (縄間) 終点－福井県三方郡美浜町 (竹波)	馬背峠	縄間から竹波に至る路線として整備する。馬背峠トンネル整備によるルート変更。	昭和 37 . 11 . 12 告示
3	鳥浜常神線	起点－福井県三方上中郡若狭町 (鳥浜) 終点－福井県三方上中郡若狭町 (常神)	三方湖、水月湖、海山、塩坂越、遊子、小川、神子	三方五湖、常神半島の展望、探勝路線として整備する。遊子、神子トンネル整備によるルート変更。	昭和 30 . 6 . 1 告示
4	世久津阿納尻線	起点－福井県三方上中郡若狭町 (世久津) 終点－福井県小浜市 (阿納尻)	世久見、食見、田烏、阿納	世久津から阿納尻に至る若狭湾岸線として整備する。須ノ浦、釣姫、谷及、奈胡崎、矢代第一、志積、阿納トンネル整備によるルート変更。	昭和 30 . 6 . 1 告示
5	久須夜ヶ岳線 (エンゼルライン)	起点－福井県小浜市 (高屋) 終点－福井県小浜市 (久須夜ヶ岳)		内外海半島の探勝、小浜湾、大島半島の展望路線として整備する。	平成 2 . 10 . 23 告示
6	青井加斗線	起点－福井県小浜市 (青井) 終点－福井県小浜市 (下加斗)	東勢、荒木	青井から下加斗に至る若狭湾岸線として整備する。	昭和 30 . 6 . 1 告示
7	西三松上瀬線	起点－福井県大飯郡高浜町 (西三松) 終点－福井県大飯郡高浜町 (上瀬)	難波江、神野、宮尾、日引	内浦湾岸線、青葉山探勝路線として整備する。	昭和 30 . 6 . 1 告示
8	難波江音海線	起点－福井県大飯郡高浜町 (難波江) 終点－福井県大飯郡高浜町 (音海)	小黒飯	音海半島探勝路線として整備する。	昭和 30 . 6 . 1 告示

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 2 1 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	常宮浦底線	起点－福井県敦賀市（常宮） 終点－福井県敦賀市（浦底）	西方ヶ岳、蝶螺ヶ岳	西方ヶ岳、蝶螺ヶ岳の登山道として整備し、避難小屋を備える。	昭和 37. 11. 12 告示
2	馬背峠西方ヶ岳線	起点－福井県三方郡美浜町（馬背峠） 終点－福井県敦賀市、三方郡美浜町（西方ヶ岳）		馬背峠から西方ヶ岳に至る縦走歩道として整備する。	昭和 37. 11. 12 告示
3	蝶螺ヶ岳白木線	起点－福井県敦賀市、三方郡美浜町（蝶螺ヶ岳） 終点－福井県敦賀市（白木） 枝線－福井県敦賀市（白木峠）	白木峠、門ヶ崎	蝶螺ヶ岳から白木峠を経て白木に至る歩道として整備する。	昭和 37. 11. 17 告示
4	三方五湖線	起点－福井県三方郡美浜町（久々子） 終点－福井県三方上中郡若狭町（鳥浜）	日向湖、久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖	三方五湖を探勝する歩道として整備する。	計画変更
5	常神半島線	起点－福井県三方郡美浜町（日向） 終点－福井県三方上中郡若狭町（常神）	常神半島稜線	常神半島縦走歩道として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6	須浦奈胡線	起点－福井県小浜市（須浦） 終点－福井県小浜市（奈胡）		須浦から奈胡に至る探勝歩道として整備する。	平成 9. 12. 16 告示
7	久須夜ヶ岳蘇洞門線	起点－福井県小浜市（久須夜ヶ岳） 終点－福井県小浜市（蘇洞門）		久須夜ヶ岳から蘇洞門断崖に至る歩道として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
8	赤礁崎線	起点－福井県大飯郡おおい町（宮留） 終点－福井県大飯郡おおい町（袖ヶ浜）	赤礁崎	宮留の半島を探勝する歩道として整備する。	昭和 52. 11. 8 告示
9	和田浦底線	起点－福井県大飯郡高浜町（和田） 終点－福井県大飯郡おおい町（浦底）	安土山、大島半島稜線	大島半島縦走歩道として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 0	今寺山中線	起点－福井県大飯郡高浜町（今寺） 終点－福井県大飯郡高浜町（山中）	青葉山	今寺から山中に至る縦走歩道として整備する。	平成 9. 12. 16 告示
1 1	音海灯台線	起点－福井県大飯郡高浜町（音海） 終点－福井県大飯郡高浜町（音海灯台）		音海から音海灯台に至る探勝歩道として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 2	中部北陸自然歩道	起点－福井県敦賀市（松島町・国定公園境界） 終点－福井県敦賀市（松島町）		中部北陸自然歩道として整備する。	平成 7. 12. 11 告示
1 3	近畿自然歩道	起点－福井県敦賀市（松島町・国定公園境界） 終点－福井県三方郡美浜町（竹波）	二村、縄間、馬背峠	近畿自然歩道として整備する。	平成 9. 12. 16 告示
		起点－福井県三方郡美浜町（松原・国定公園境界） 終点－福井県小浜市（甲ヶ崎・国定公園境界） 終点－福井県小浜市（犬熊・国定公園境界）	久々子湖、水月湖、塩坂峠、世久見、食見、黒崎半島、田鳥、阿納		
		起点－福井県小浜市（青井・国定公園境界） 終点－福井県小浜市（下加斗・国定公園境界）	東勢、荒木		
		起点－福井県大飯郡高浜町（和田・国定公園境界） 終点－福井県大飯郡高浜町（事代・国定公園境界）			
		起点－福井県大飯郡高浜町（中山・国定公園境界） 終点－福井県大飯郡高浜町（今寺）			

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 2 2 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置または区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	明神崎運輸施設	係留施設	福井県敦賀市（明神崎）		海水浴、魚釣等のための係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
2	久々子運輸施設	係留施設	福井県三方郡美浜町（久々子）		久々子浜舟遊のための係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
3	三方五湖遊覧船線運輸施設	船舶運送施設	起点－福井県三方郡美浜町（早瀬） 終点－福井県三方郡美浜町（早瀬）	久々子湖、浦見川、水月湖、菅湖、三方湖	三方五湖遊覧施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
4	三方五湖有料道路線運輸施設	一般自動車道	起点－福井県三方郡美浜町（笹田） 終点－福井県三方上中郡若狭町（海山）	梅丈岳	三方五湖、常神半島の展望、探勝路線として整備する。	平成 2 . 10. 23 告示
5	梅丈岳観光リフト線運輸施設	索道運送施設	福井県三方上中郡若狭町（梅丈岳）		レインボーラインより梅丈岳頂上に至る施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
6	生倉運輸施設	係留施設	福井県三方上中郡若狭町（生倉）		三方湖舟遊のための係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
7	常神運輸施設	係留施設	福井県三方上中郡若狭町（常神）		三方海域公園利用等の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
8	三方海域公園グラスボート線運輸施設	船舶運送施設	起点－福井県三方上中郡若狭町（常神） 終点－福井県三方上中郡若狭町（常神）	烏辺島、御神島、小川、食見、塩坂越、世久見、神子、遊子	三方海域公園探勝施設として整備する。	平成 2 . 10. 23 告示
9	世久見運輸施設	係留施設	福井県三方上中郡若狭町（世久見）		海域公園探勝、魚釣等の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 0	烏辺島運輸施設	係留施設	福井県三方上中郡若狭町（烏辺島）		海域公園探勝、魚釣等の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 1	蘇洞門運輸施設	係留施設	福井県小浜市（蘇洞門）		蘇洞門の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 2	蒼島運輸施設	係留施設	福井県小浜市（蒼島）		蒼島探勝の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 3	赤礁崎運輸施設	係留施設	福井県大飯郡おおい町（赤礁崎）		赤礁崎探勝の係留施設として整備する。	昭和 47. 12. 26 告示
1 4	山中運輸施設	係留施設	福井県大飯郡高浜町（山中）		内浦湾探勝の係留施設として整備する。	平成 2 . 10. 23 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域等

昭和30年 6月 1日	公園区域の指定	(厚生省告示第165号)
昭和32年10月 1日	特別区域の指定	(厚生省告示第322号)
昭和37年11月12日	公園区域の一部変更	(厚生省告示第399号)
	特別区域の指定	(厚生省告示第401号)
昭和43年 5月 1日	公園区域の一部変更	(厚生省告示第199号)
	特別区域の指定	(厚生省告示第200号)
昭和46年 1月22日	公園区域の一部変更	(厚生省告示第 11号)
	特別区域の指定	(厚生省告示第 13号)
昭和56年 9月 5日	公園区域の一部変更	(環境庁告示第 79号)
平成 2年10月23日	公園区域の一部変更	(環境庁告示第 73号)

イ 公園計画

昭和30年 6月 1日	公園計画の決定	(厚生省告示第166号)
昭和37年11月12日	公園計画の一部変更	(厚生省告示第400号)
昭和41年 5月18日	公園計画の一部変更	(厚生省告示第264号)
昭和43年 5月 1日	公園計画の一部変更	(厚生省告示第200号)
昭和47年12月26日	公園計画の一部変更	(福井県告示第165号)
昭和52年11月 8日	公園計画の一部変更	(福井県告示第902号)
昭和59年 9月11日	公園計画の一部変更	(福井県告示第797号)
昭和60年 3月 1日	公園計画の一部変更	(福井県告示第150号)
平成 2年10月23日	公園計画の一部変更	(福井県告示第837号)
平成 7年12月11日	公園計画の一部変更	(環境庁告示第 79号)
平成 9年12月16日	公園計画の一部変更	(環境庁告示第 98号)
平成 9年12月17日	公園計画の一部変更	(福井県告示第917号)

若狭湾国定公園

(福井県地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第一次点検]

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第2	公園計画の変更	9
1	変更理由	9
2	規制計画の変更内容	10
	(1) 保護規制計画及び関連事項	10
	ア 面積内訳	10
3	事業計画の変更内容	12
	(1) 施設計画	12
	ア 保護施設計画	12
	イ 利用施設計画	12
	(ア) 単独施設	12
	(イ) 道路	15
	a 歩道	15

第1 公園区域の変更

1 変更理由

若狭湾国定公園は昭和30年6月1日に指定され、その後昭和37年11月12日に敦賀半島地域、昭和43年5月1日に丹後半島地域、昭和46年1月22日には若狭町地域の一部がそれぞれ追加拡張された。昭和56年9月5日には小浜市地域の一部が削除され、平成2年10月23日には公園全体（福井県地域）にわたって公園区域の再検討を行った。

その後今日までにさらに社会情勢が変化し、自動車道の開通や海岸の埋立て等の大規模な土地の開発が行われたことで、自然や景観の保護の必要性が大きく減少した地域が公園内に複数出現した。

このような状況を踏まえて、自然公園と相容れない土地利用のなされている箇所を公園区域から削除し、保護すべき範囲をより正確に限定するため、現行公園区域全域およびその周辺にわたって区域の全面的な見直しを行うものである。

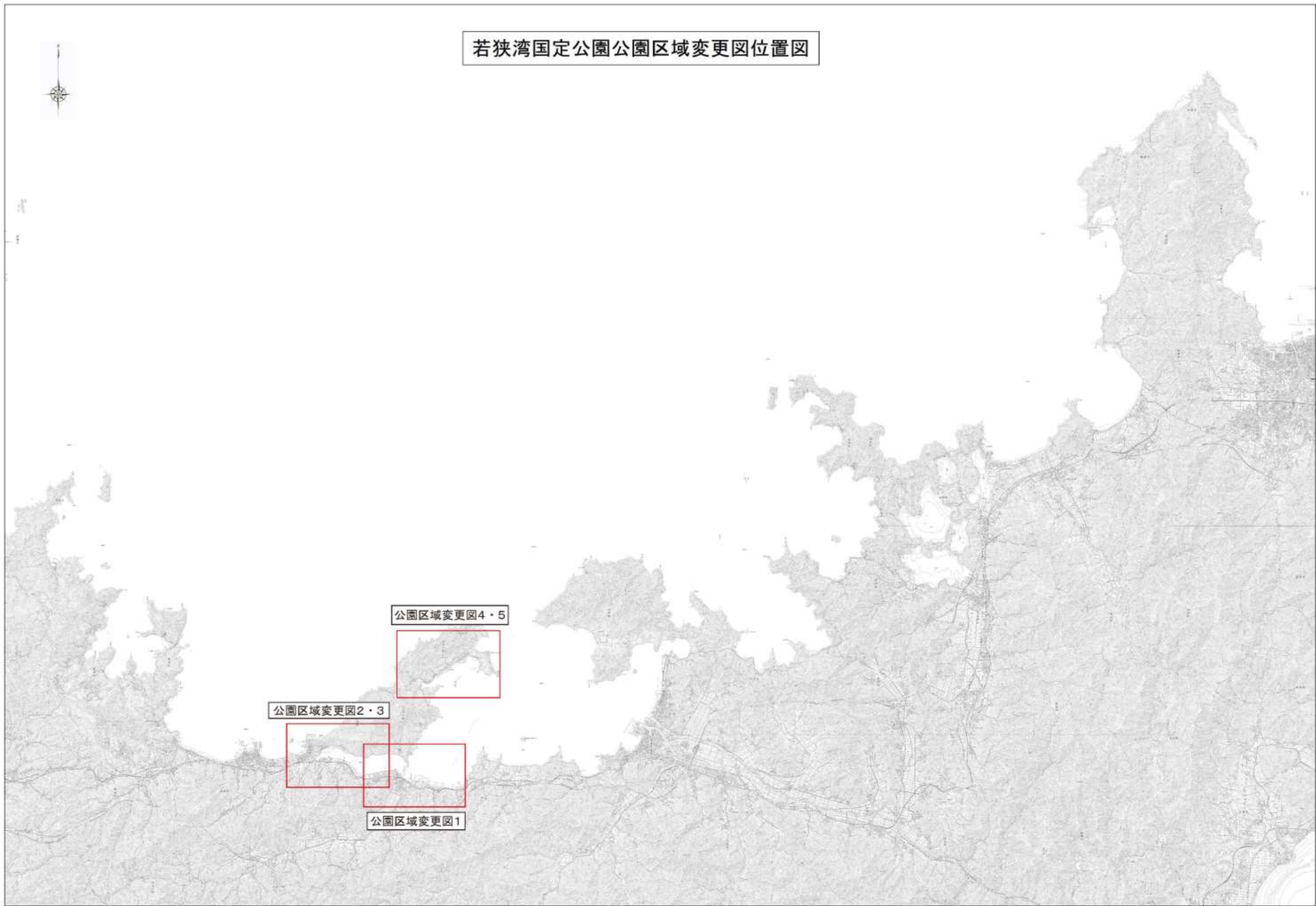
2 変更する公園区域

若狭湾国定公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表1：公園区域（海域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	福井県大飯郡高浜町 大字安土及び大字下車持の地先海面の一部	海面を埋立てした上、埋立地で開発が進んだことから国定公園としての資質が失われた箇所について、公園区域から削除する。	△12
2	削除	福井県大飯郡おおい町 大字大島及び大字成海の地先海面の一部	海面を埋立てした上、埋立地で開発が進んだことから国定公園としての資質が失われた箇所について、公園区域から削除する。	△26
変更部分 面積計				△38
変更前 公園面積				22, 157
変更後 公園面積				22, 119

若狭湾国定公園公園区域変更図位置図

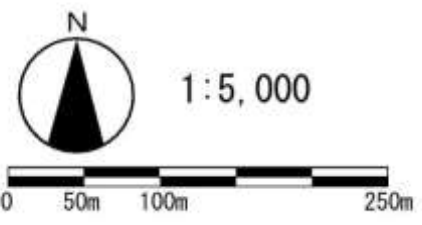
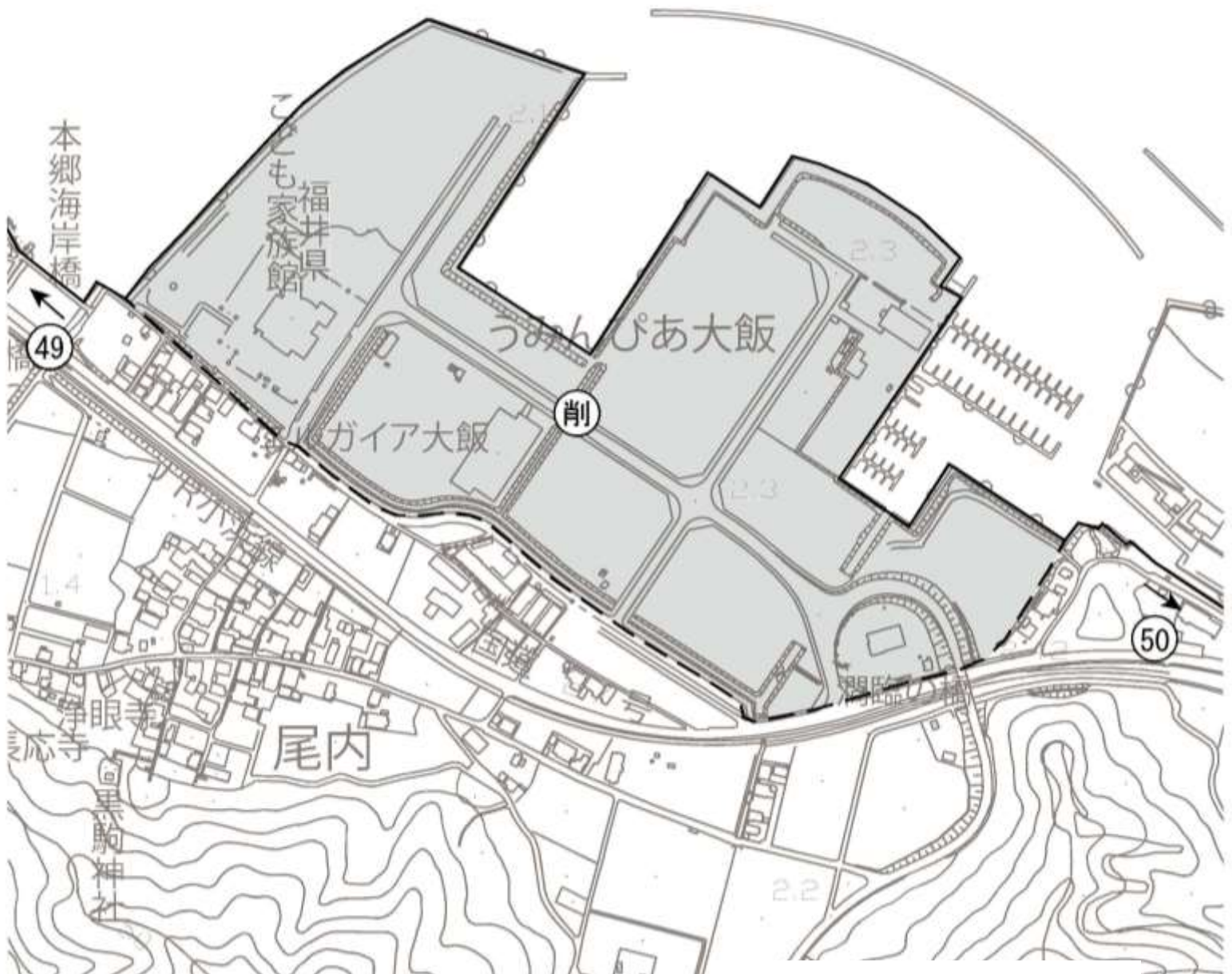


0 1000 2000 3000 4000 5000

公園区域変更図 1

福井県大飯郡おおい町成海

凡 例	
④9	— ⑤0



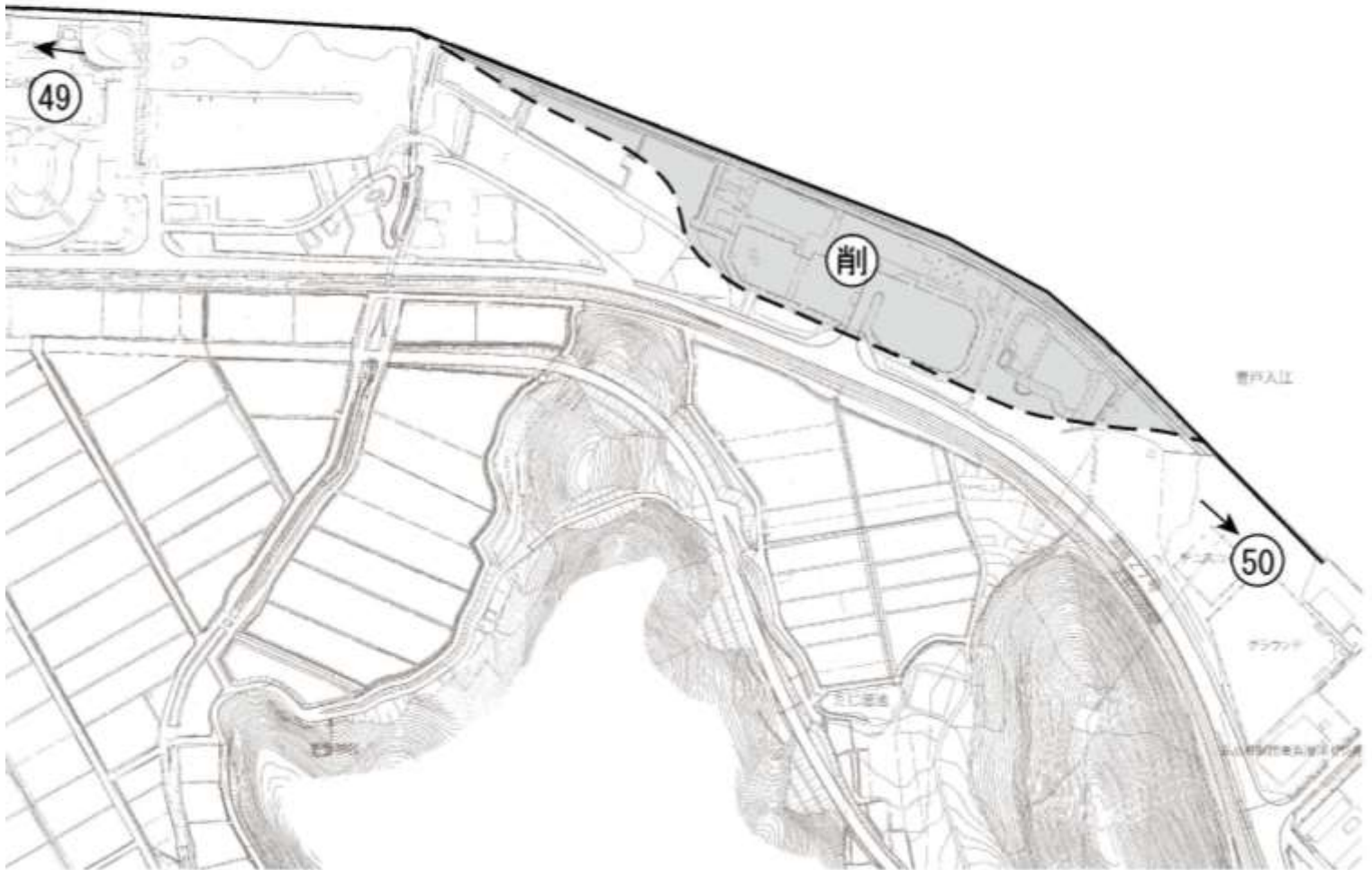
公園区域変更図 2

福井県大飯郡高浜町下車持

凡例	
(49) - (50)	汀線界



青戸入江



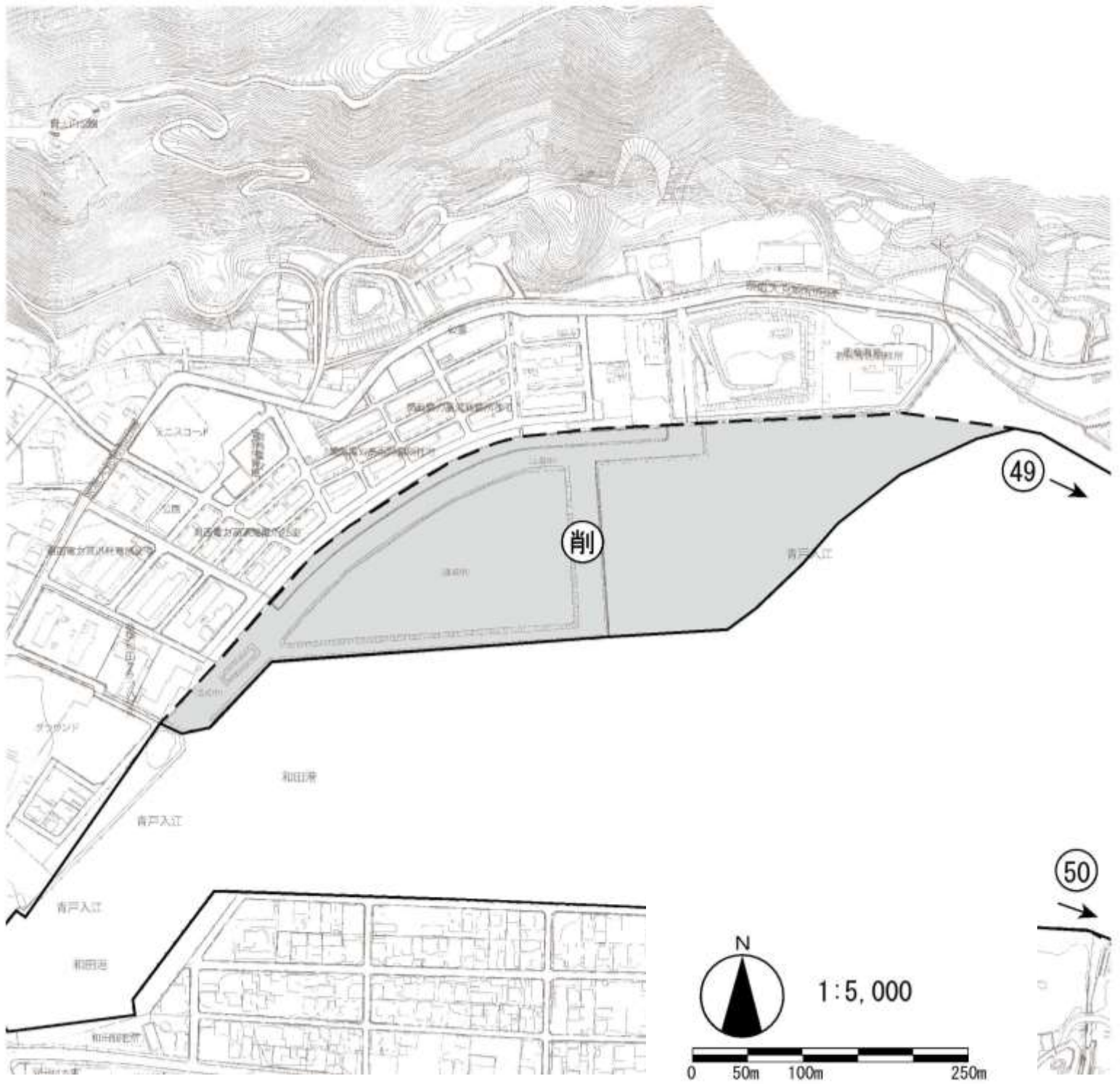
1:5,000



公園区域変更図 3

福井県大飯郡高浜町安土

凡 例	
④9	— ⑤0
汀線界	



公園区域変更図 4

福井県大飯郡おおい町大島



公園区域変更図 5

福井県大飯郡おおい町大島



第2 公園計画の変更

1 変更理由

若狭湾国定公園は昭和30年6月1日に指定され、その後昭和37年11月12日に敦賀半島地域、昭和43年5月1日に丹後半島地域、昭和46年1月22日には若狭町地域の一部がそれぞれ追加拡張された。平成2年10月23日には公園全体（福井県地域）にわたって公園計画の再検討を行った。平成9年12月16日には近畿自然歩道の計画が決定した。

その後今日までにさらに社会情勢が変化し、自然志向への高まりやレクリエーションの増大等、社会的ニーズも変化してきた。加えて平成26年7月20日には小浜ICから敦賀JCTまで舞鶴若狭自動車道が開通したことにより、福井県嶺南地域の利便性向上、嶺南・嶺北の一体化および県外からの人流・物流拡大およびこれに伴う公園利用者の増加が期待される。

このような状況を踏まえて、本公園の景観や植生・野生動物等を適切に保護しつつも、それらを基盤とした公園利用を積極的に推進していくため、現行公園区域全域およびその周辺にわたって公園計画の全面的な見直しを行うものである。

2 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表1：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域 公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	4カ所 30	22,089 (99.9)	22,119 (100.0)
福井県	土地所有別面積	0	0	67	27	0	632	2	65	8,981	0	0	5,480	0	1	204	29	66	15,364			
	地種区分別面積 (比率)	67 (0.4)			659 (4.3)			9,048 (58.5)			5,480 (35.5)		205 (1.3)			15,459 (100.0)						
	地域地区別面積 (比率)												15,187 (98.2)									
	地域別面積 (比率)												15,254 (98.7)									

(表2：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		現行									変更後									増減			
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' - A')
		特保	第1種	第2種	第3種	小計						特保	第1種	第2種	第3種	小計							
福井県	敦賀市	0	92	1,381	1,123	2,596	29	2,625	0	22,127	22,157	0	92	1,381	1,123	2,596	29	2,625	0	22,089	22,119	0	△38
	小浜市	61	392	1,404	1,211	3,068	0	3,068	0			61	392	1,404	1,211	3,068	0	3,068	0			0	
	三方郡 美浜町	0	85	1,571	1,991	3,647	111	3,758	0			0	85	1,571	1,991	3,647	111	3,758	0			0	
	大飯郡 高浜町	0	52	1,231	608	1,891	37	1,928	0			0	52	1,231	608	1,891	37	1,928	0			0	
	大飯郡 おおい町	0	0	304	147	451	22	473	0			0	0	304	147	451	22	473	0			0	
	三方上中郡 若狭町	6	38	3,157	400	3,601	6	3,607	30			6	38	3,157	400	3,601	6	3,607	30			0	
合計		67	659	9,048	5,480	15,254	205	15,459	30	22,127	22,157	67	659	9,048	5,480	15,254	205	15,459	30	22,089	22,119	0	△38

3 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 3 : 保護施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
1	自然再生施設	福井県三方郡美浜町久々子～ 福井県三方上中郡若狭町海山	三方五湖の自然環境の再生を図るための施設を整備する。

イ 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 4 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
4 4	博物展示施設	福井県三方上中郡若狭町（鳥浜）	三方五湖周辺利用者のための展示施設として整備する。
8 4	園地	福井県大飯郡高浜町（安土山）	安土山の展望、休憩園地として整備する。
8 6	園地	福井県大飯郡高浜町（城山）	和田高浜海岸の探勝、休憩園地として整備する。
8 8	園地	福井県大飯郡高浜町（難波江）	高浜周辺の探勝、休憩園地として整備する。

次の単独施設を変更する。

(表5：単独施設変更表)

現行					新規		理由
番号	種類	位置	整備方針	告示年月日	位置	整備方針	
4	野営場	福井県敦賀市(常宮)	常宮集団施設地区廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	常宮周辺の野営場として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
5	駐車場	福井県敦賀市(常宮)	常宮集団施設地区廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	常宮周辺の駐車場として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
5 6	宿舎	福井県三方上中郡若狭町(梅丈岳)	海山集団施設地区廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	レインボーライン利用者等の宿舎として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
7 7	休憩所	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の休憩所として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
7 8	野営場	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の野営場として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
7 9	水泳場	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の水泳場として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
8 0	舟遊場	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の舟遊場として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
8 1	給水施設	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の給水施設として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
8 2	排水施設	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の排水施設として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。
8 3	公衆便所	福井県大飯郡高浜町(和田高浜)	和田高浜集団施設廃止に伴う振り替え。	平成 2. 10. 23 告示	変更なし	和田高浜の公衆便所として整備する。	利用の現況にあわせて整備方針を変更する。

次の単独施設を削除する。

(表 6 : 単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
4	園地	福井県敦賀市(常宮)	平成 2. 10. 23 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
4 1	園地	福井県三方上中郡若狭町(長尾島)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
4 9	野営場	福井県三方上中郡若狭町(常神)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
5 4	博物展示施設	福井県三方上中郡若狭町(常神)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
6 3	園地	福井県小浜市(須ノ浦)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
6 6	園地	福井県小浜市(志積)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
6 8	園地	福井県小浜市(西小川)	昭和 47. 12. 26 告示	事業化の予定がなく、公園利用上の必要性も乏しいため。
7 4	宿舎	福井県小浜市(青井)	昭和 47. 12. 26 告示	事業施設が廃止したため。

(イ) 道路

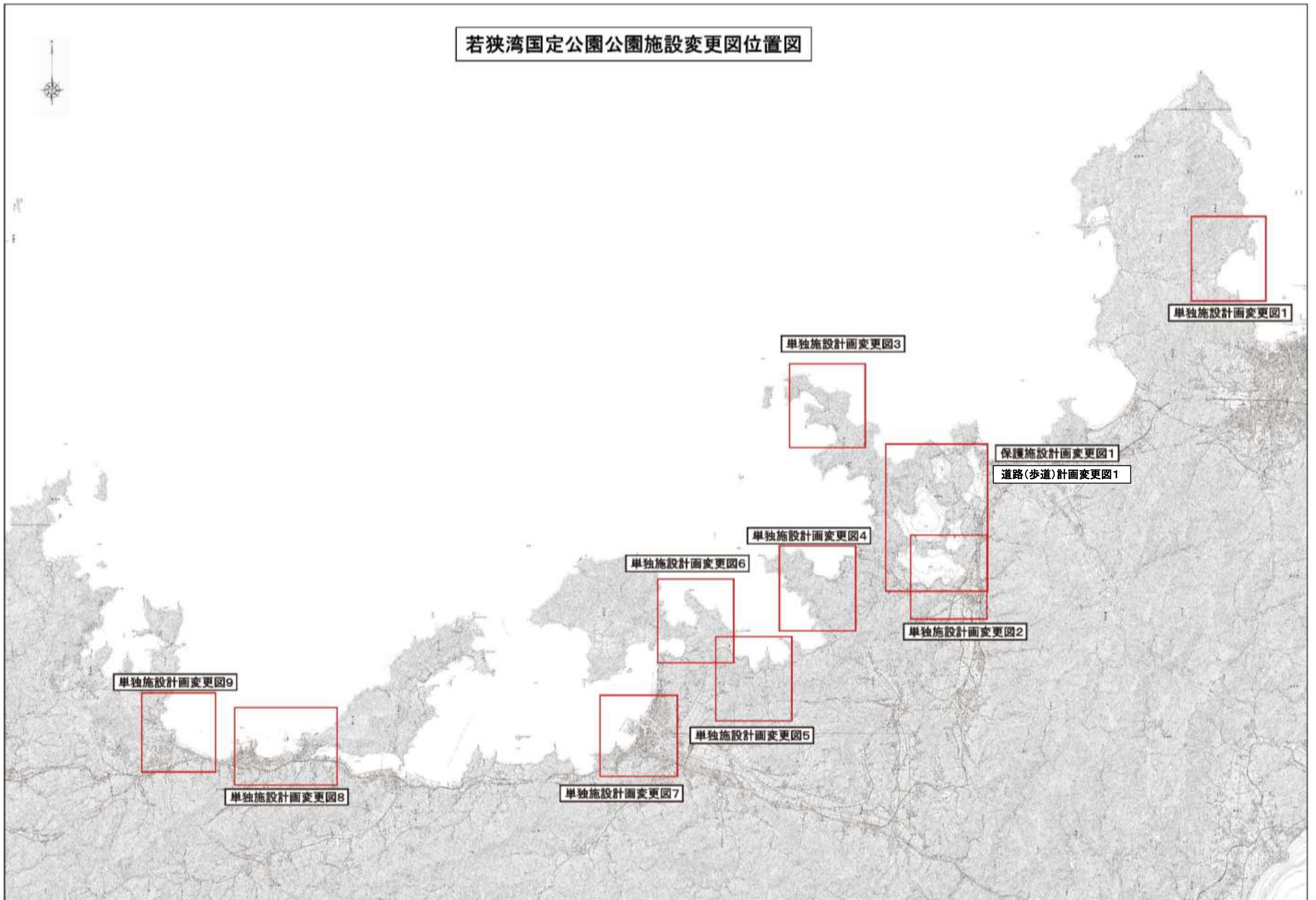
a 歩道

歩道を次のとおり変更する。

(表7：道路（歩道）変更表)

現行						新規					
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	変更理由
4	三方五湖線	起点－福井県三方上中郡 若狭町（気山） 終点－福井県三方上中郡 若狭町（鳥浜）	菅湖、 三方湖、 長尾島	三方五湖を探勝する 歩道として整備する。	平成 9. 12. 16 告示	4	三方五湖線	起点－福井県三方郡 美浜町（久々子） 終点－福井県三方上中郡 若狭町（鳥浜）	日向湖、 久々子湖、 水月湖、 菅湖、 三方湖	変更なし	三方五湖の利用促進 を図るため、三方五湖 を周回するルート を整備する。

若狭湾国定公園公園施設変更図位置図



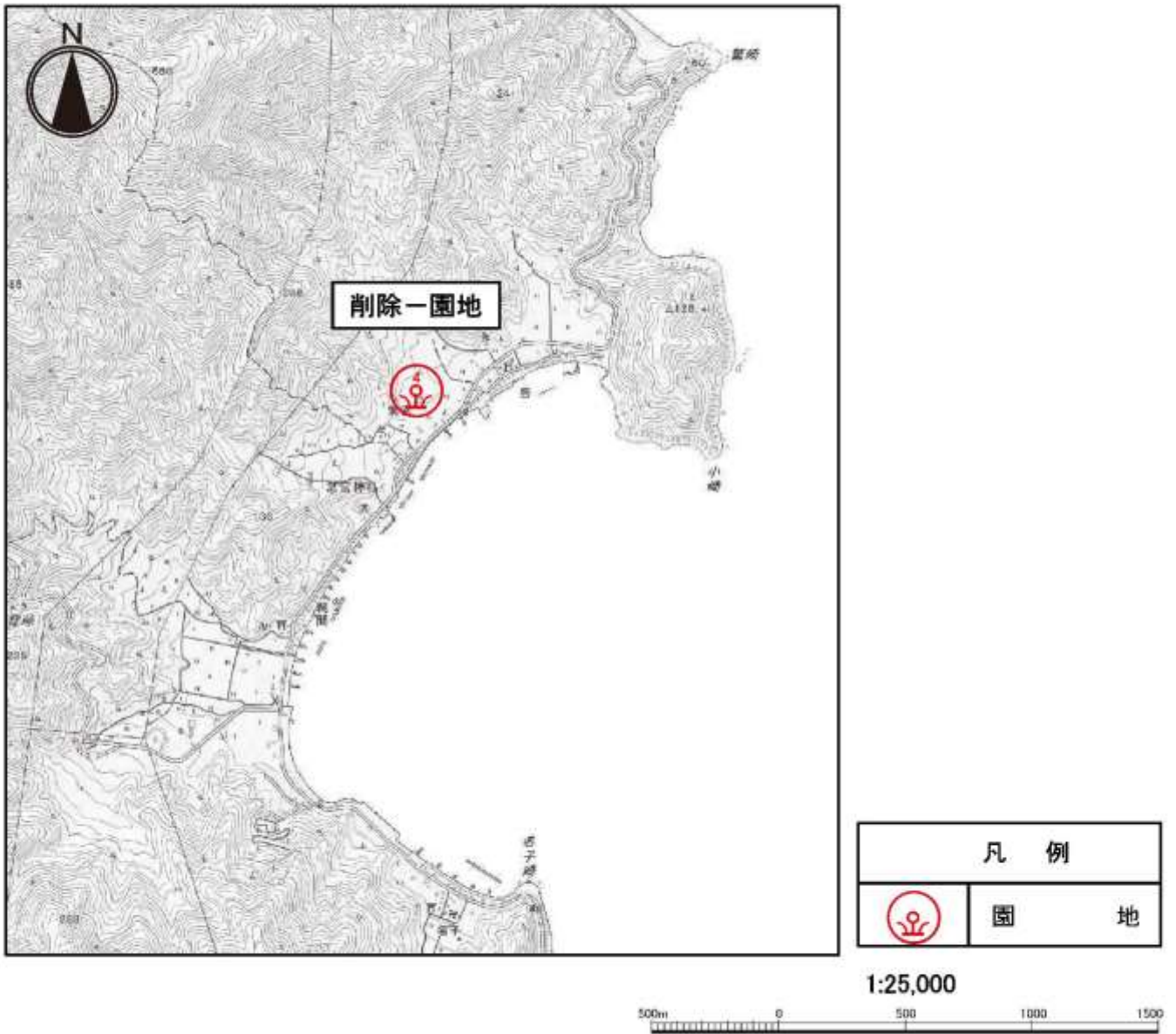
保護施設計画変更図 1

福井県三方郡美浜町久々子～福井県三方上中郡若狭町海山 追加一 自然再生施設



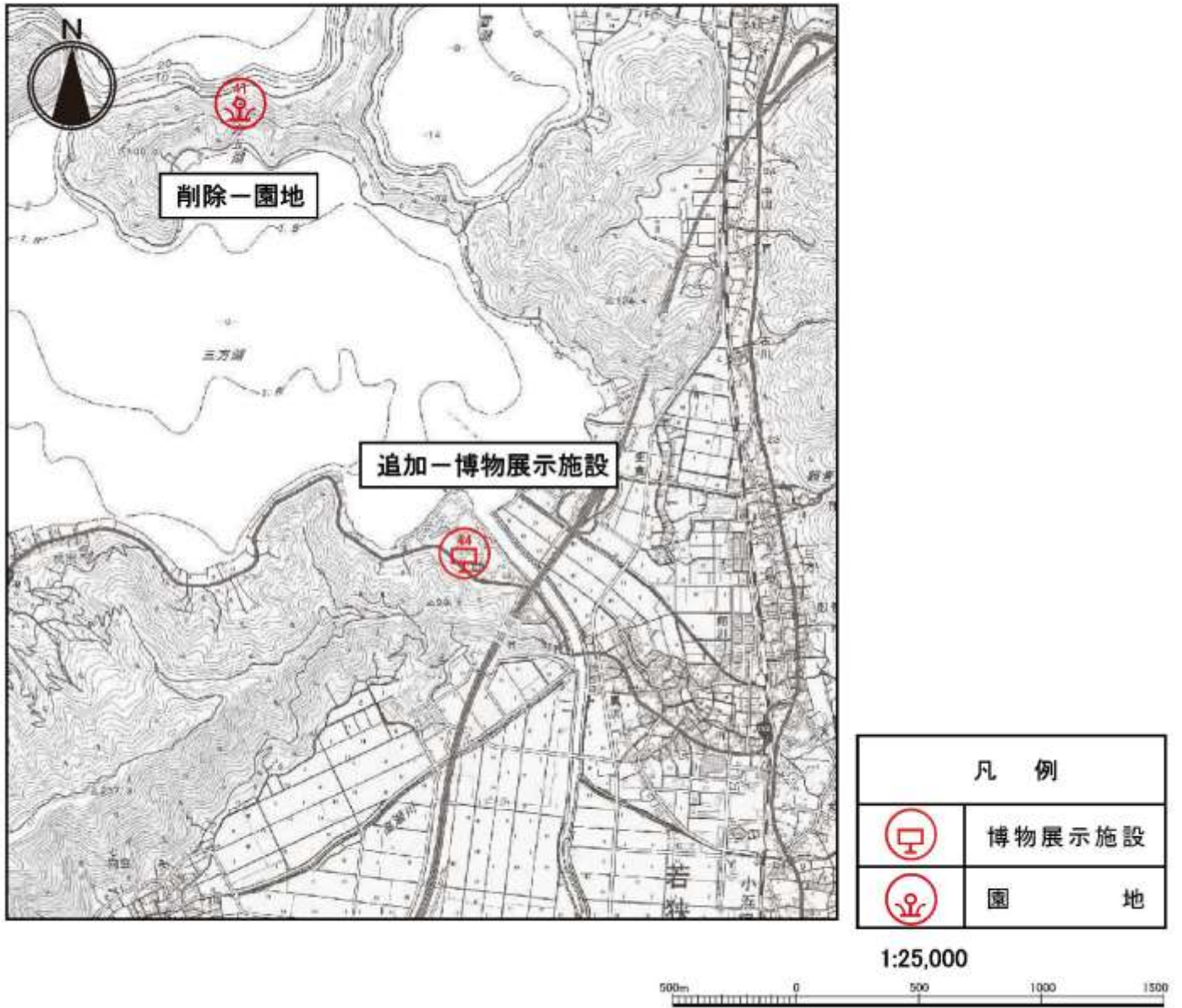
単独施設計画変更図 1

福井県敦賀市（常宮）削除一園地



单独施設計画変更図2

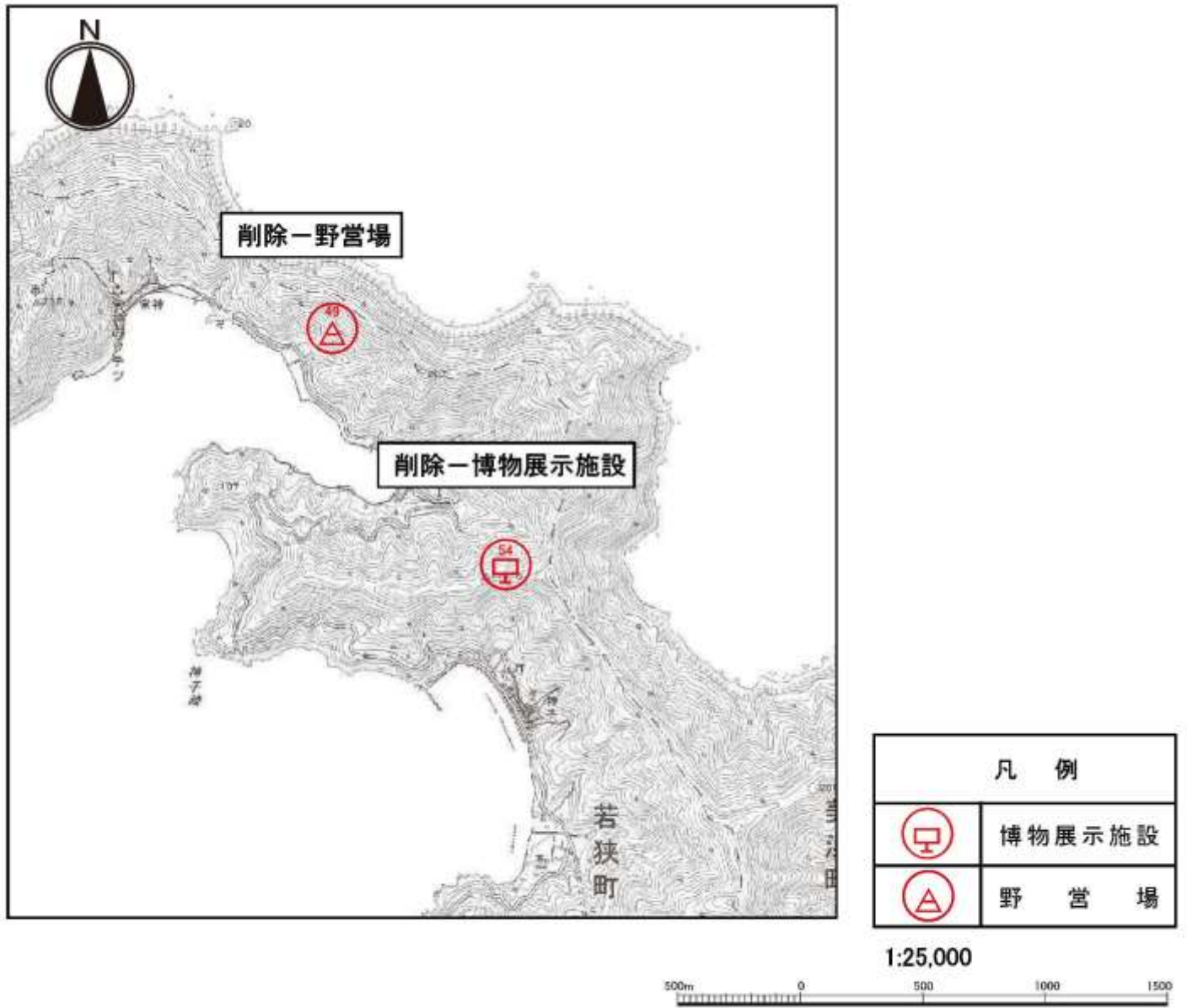
福井県三方上中郡若狭町（鳥浜） 追加－ 博物展示施設
福井県三方上中郡若狭町（長尾島） 削除－ 園地



単独施設計画変更図 3

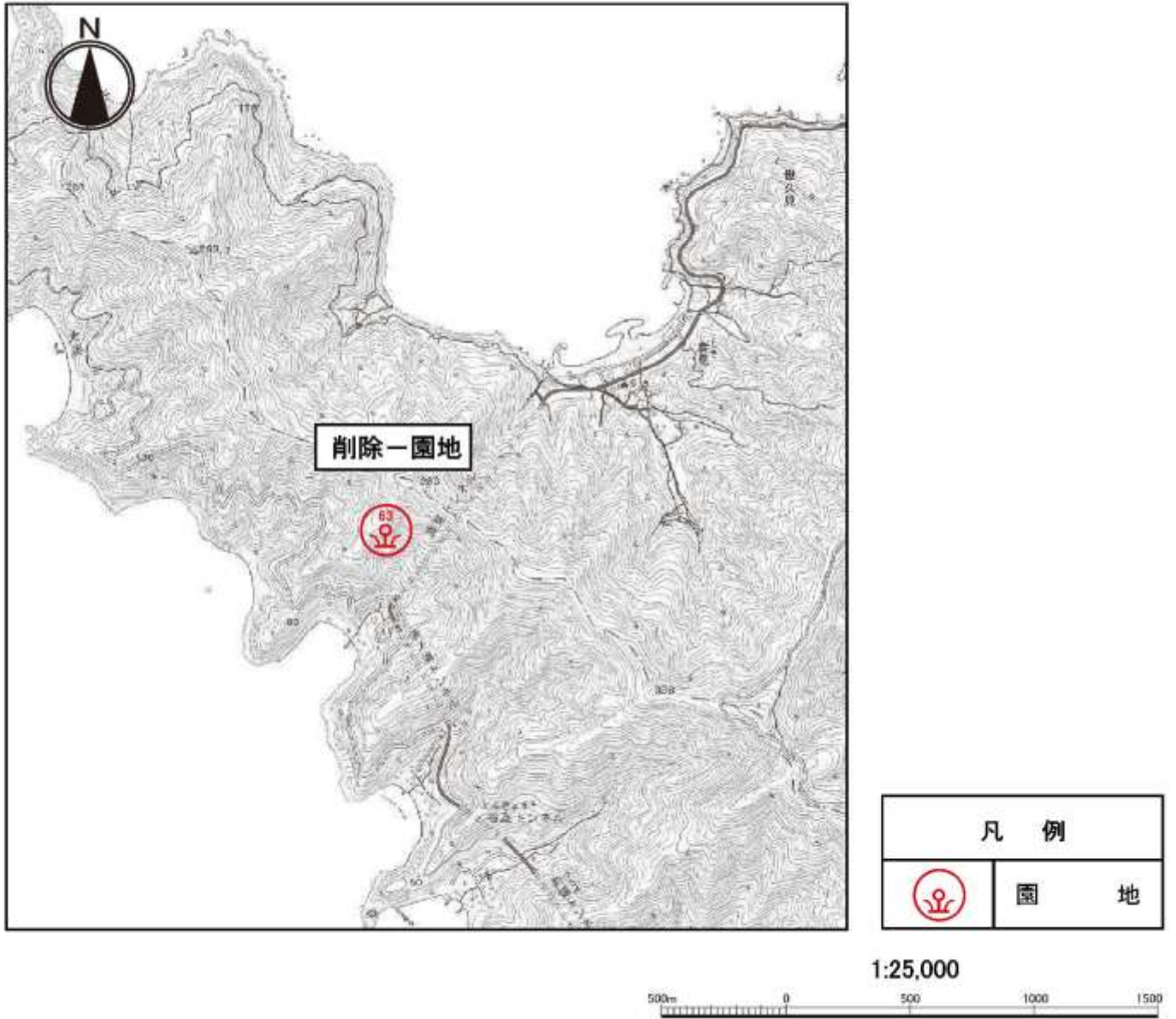
福井県三方上中郡若狭町（常神） 削除－ 野営場

福井県三方上中郡若狭町（常神） 削除－ 博物展示施設



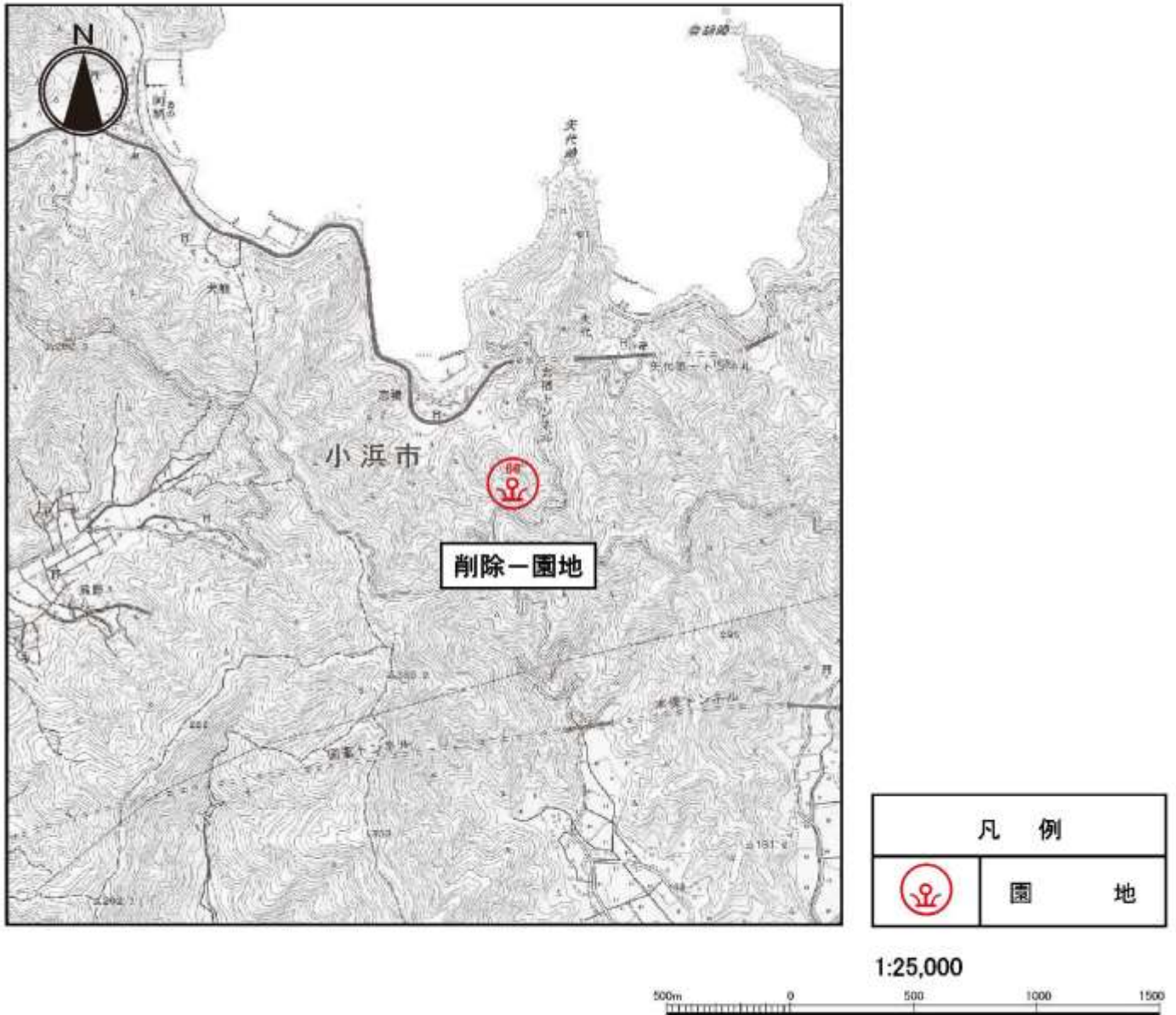
単独施設計画変更図 4

福井県小浜市（須ノ浦） 削除一園地



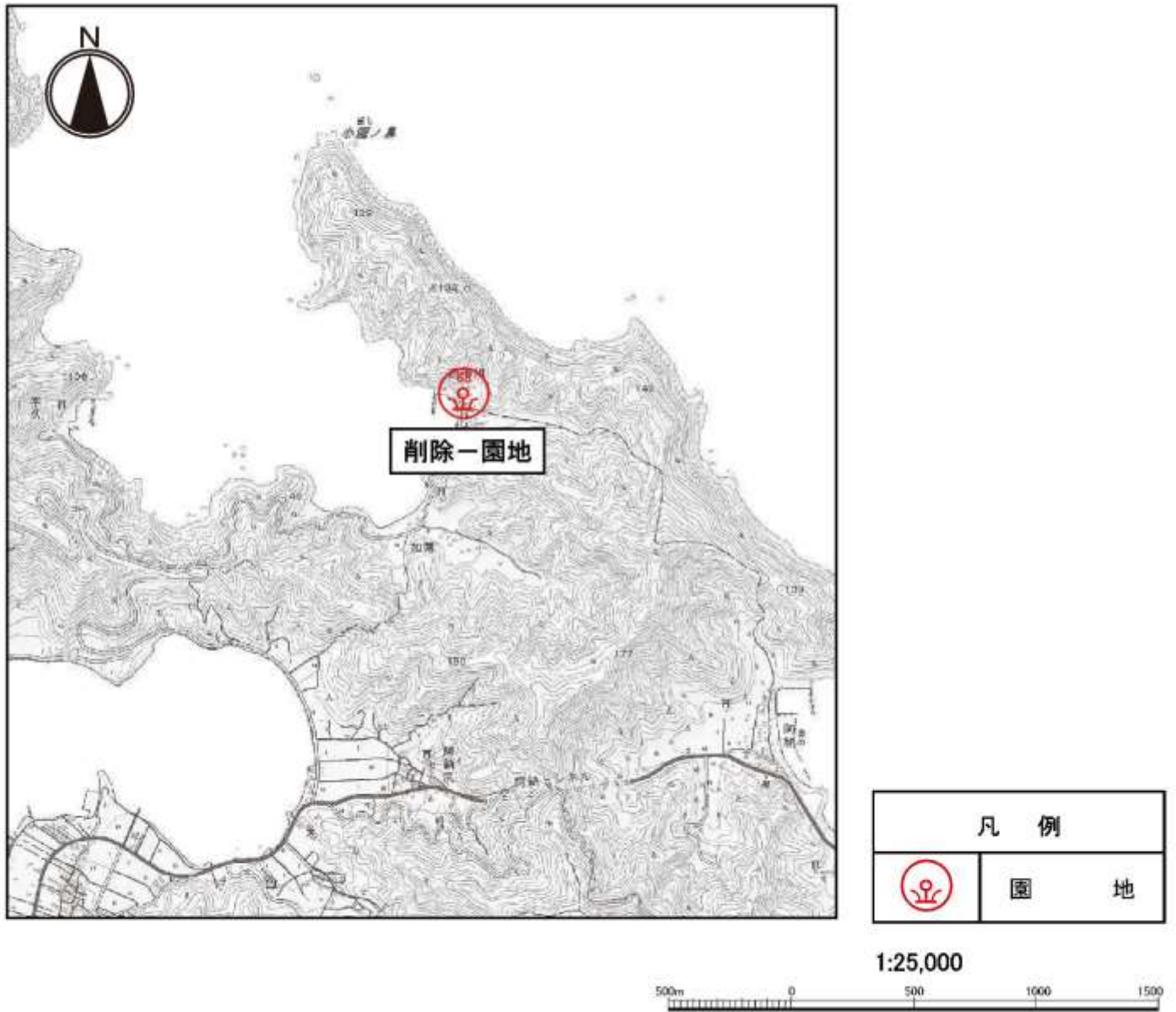
単独施設計画変更図 5

福井県小浜市（志積） 削除一園地



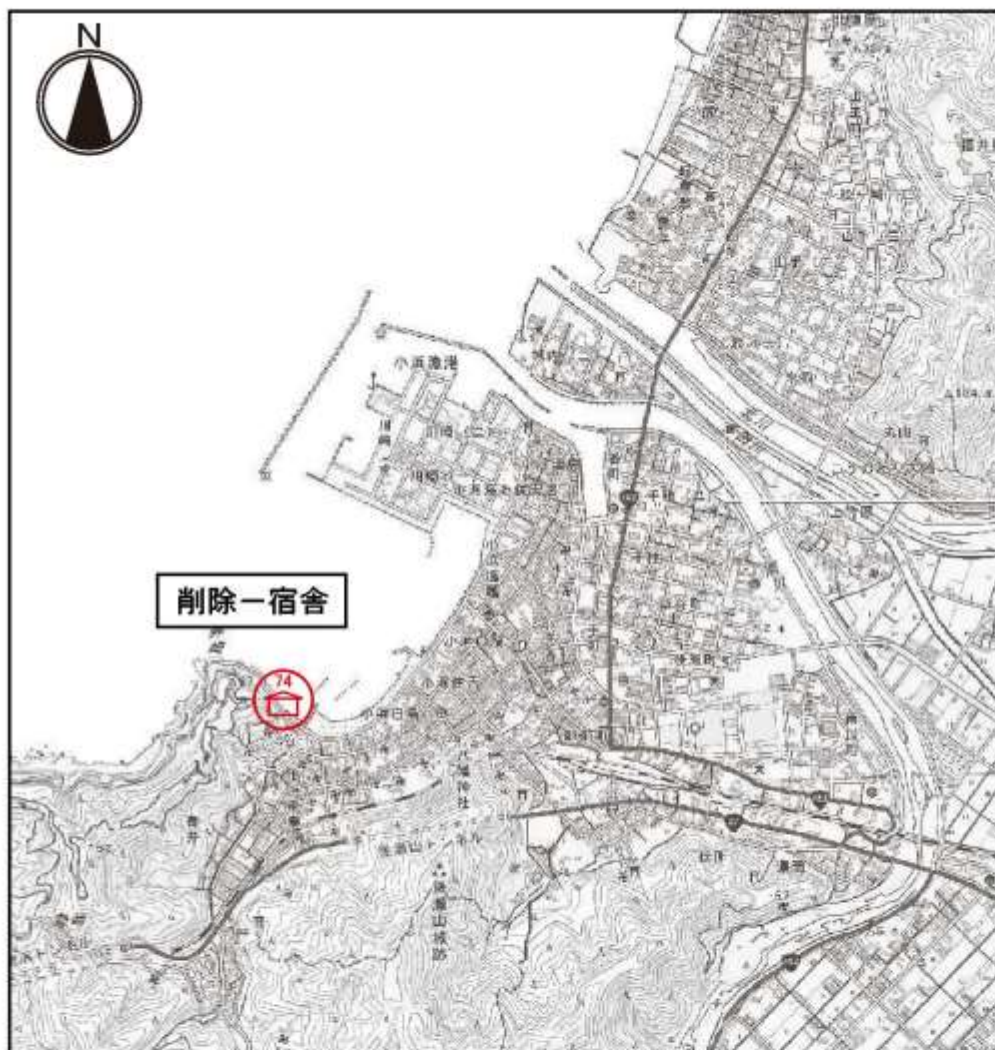
単独施設計画変更図 6

福井県小浜市（西小川） 削除一園地



単独施設計画変更図7

福井県小浜市（青井） 削除一 宿舎

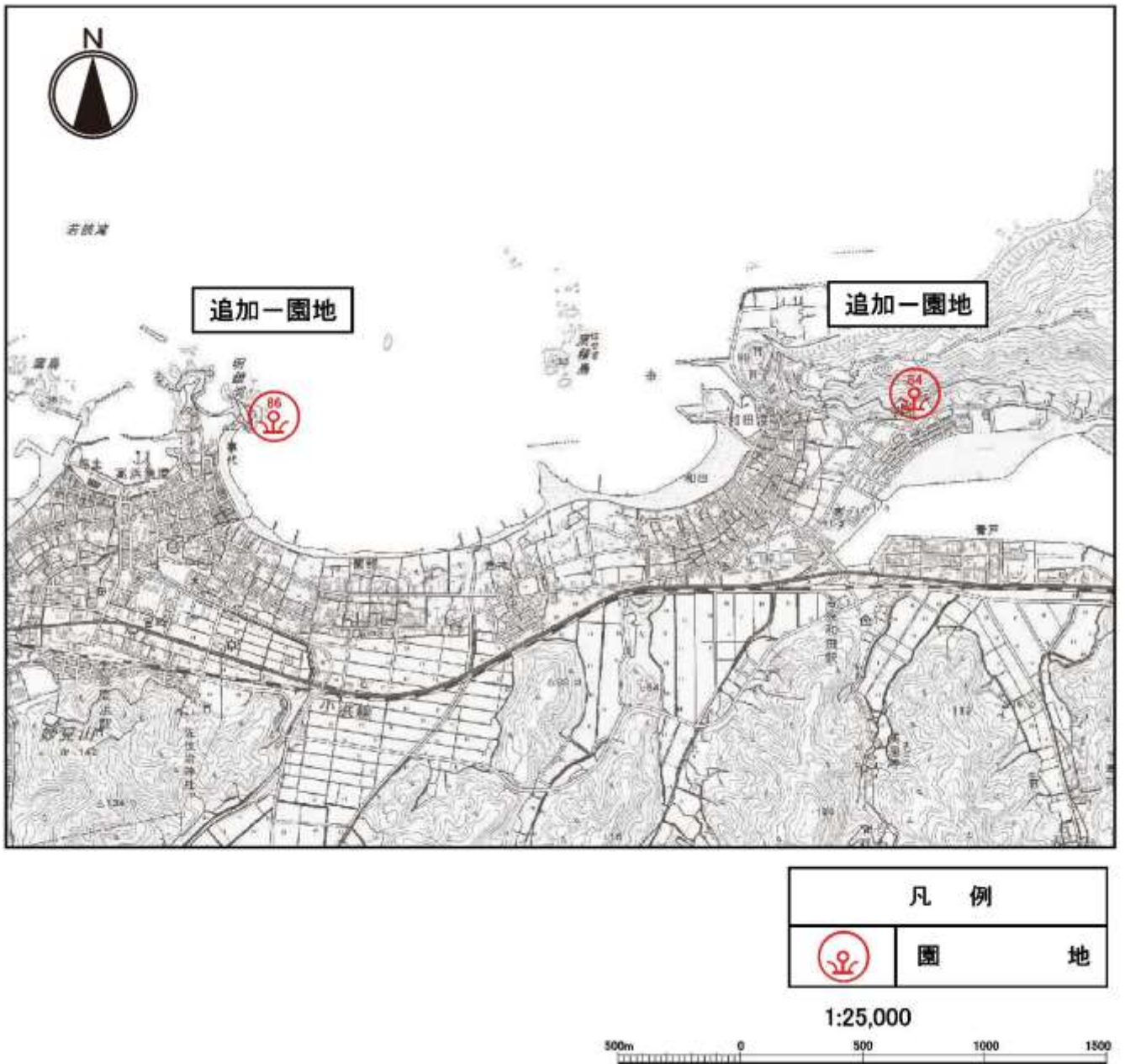


凡 例	
	宿 舎

单独施設計画変更図 8

福井県大飯郡高浜町（安土山） 追加一園地

福井県大飯郡高浜町（城山） 追加一園地



単独施設計画変更図9

福井県大飯郡高浜町（難波江） 追加一園地



道路（歩道）計画変更図 1

